

間接的言語行為の可能性

The Possibility of Indirect Speech Acts

村 越 行 雄

要 旨

様々な種類の発話の中には、発話される文の字義どおりの意味によって理解されるものもあれば、その文の字義どおりの意味によっては理解できないものもある。後者には、幾つもの種類の発話が含まれるが、その中の一つとして、いわゆる間接的言語行為と呼ばれる発話がある。今回検討するのは、その「間接的言語行為」(indirect speech acts) と呼ばれる発話で、特に間接的依頼を直接の対象にする。具体的な例としては、間接的依頼として使用される“Can you pass the salt?”(「あなたは、塩を手渡すことができますか。’)などがある。そのような間接的言語行為の存在そのものを疑い、その存在を否定する意見が出されてきているが、果たして間接的言語行為は存在しうものか、その存在の可能性をどこまで主張できるのかという問題に取り組むのが今回の目的であるが、その取り組み方には複数の方法・方向があり、それら全てを扱うことは今回はできないので、間接的言語行為の代表的な理論の一つである Searle の間接的言語行為理論を中心にして検討を加えていくことにする。Searle の理論を選ぶのは、その基を成す Austin と Searle の言語行為理論自体の可能性を探る上でも、極めて重要だからである。そして、Searle 自身の間接的言語行為理論のみならず、あくまでも言語行為理論の枠内での間接的言語行為の可能性を探る意味で、その他の間接的言語行為の理論(説、主張など)も対象にするが、Searle→Morgan→Bach and Harnish (+Clark) という具合に、Searle の理論を修正・補強・発展させる方向を中心に検討する。そのような意味で、残念ながら、言語行為理論の枠外での間接的言語行為の理論(説、主張など)は、必要な限り取り上げ、必要な限り検討する程度で、深く入ることはできない。なお、検討の順序は、「はじめに」、「間接的言語行為の問題点」、「Searle による間接的言語行為の定義」、「Searle による慣習的に使用される文の例と推論過程」、「間接的言語行為の分類に関する Searle の問題点」、「慣習の捉え方」、「二行為の遂行の可能性」、「間接的言語行為における文の形態と発語内的力の関係」、「最後に」となる。

Key words : 間接的言語行為 (indirect speech acts), 言語行為 (speech acts), 発話 (utterances), 依頼 (request), 文の形態 (sentence forms), 発語内的力 (illocutionary forces), 推論過程 (inference process)、慣習 (convention)、標準化 (standardization)、サール (John R. Searle)

はじめに

日常的な会話において、様々な種類の発話のやりとりが行なわれるが、その中に、いわゆる間接的言語行為 (indirect speech acts) とされる発話がある。その一例として、頻繁に使用されている、代表的な例である “Can you pass the salt?” が挙げられる。その文の字義どおりの意味は、「あなたは、塩を手渡すことができますか。」(ここでは、意味の関係を明確にする為に、直訳をする) であり、文のタイプとしては疑問文であるので、話し手がその文を発話する場合、聞き手が塩を手渡すことができるかどうかの能力に関する質問 (question) を意味することになる。しかし、その文が発話されるコンテキスト (context) を考えれば、一般的には、塩をとってくれるように頼む依頼 (request) として使用する訳で、依頼を意味すると言えよう。従って、依頼という意味から言えば、「塩をとってください。」(疑問文ではなく、命令文の “Pass me the salt.”) を話し手が聞き手に伝えようとしていることになる。結局、話し手が “Can you pass the salt?” という文を発話し、字義どおりの意味以上のこと (依頼) を聞き手に伝えようとするのが、間接的言語行為と言われるもので、そのような間接的な依頼に対して、直接的に依頼する形として、明示的遂行文 (explicit performatives) である “I request you to pass the salt.” (「塩をとってくれるよう、頼みます。」)、そして非明示的遂行文 (implicit performatives) である “Pass me the salt.” と “Please pass me the salt.” (「どうか塩をとってください。」) があり、それらが直接的言語行為 (direct speech acts) とされるものである。⁽¹⁾

問題は、間接的言語行為をどのように定義し、実例をどのように分析していくべきか、また間接的言語行為の理論をどのように構築していくべきかにある。そのことは、いわゆる間接的言語行為と言われている発話が、果たして言語行為理論 (J.L.AustinとJohn R.Searleの言語行為理論、あるいはそれらを修正・発展させた言語行為理論) という枠内で十分納得いく形で説明できるのか、間接的言語行為というものの自体が、果たして存在するのかという問題につながる可能性を持っており、その結果として、言語行為理論自体の否定へとつながる可能性を持っているのである。例えば、今回の検討対象である著書・論文を見ると、間接的言語行為の代表的な理論(説、主張など)として、D.Gordon and G.Lakoff (“Conversational Postulates” (1971)(「会話の公準」))⁽²⁾、J.M.Sadock (*Toward A Linguistic Theory of Speech Acts* (1974)(「言語行為の言語理論に向けて」))⁽³⁾、J.R.Searle (“Indirect Speech Acts” (1975)(「間接的言語行為」))⁽⁴⁾、J.L.Morgan (“Two Types of Convention in Indirect Speech Acts” (1978)(「間接的言語行為における慣習の二つのタイプ」))⁽⁵⁾ (なお、Morganに関しては、Searleの主張を綿密に検討し、発展させ、Searleの間接的言語行為理論を補強させたという意味合いで、しばしばSearle-Morganという形で扱われることがある) などの理論が挙げられ、それらの三つの理論に対する批判を通して (勿論、上記の中でも、互いの批判がある)、あくまでも言語行為理

論の枠内での処理を主張する方向に進むか、それとも別の、新たな枠組みの中での処理を主張する方向に進むかの過程が見られ、その過程の中で、間接的言語行為の存在を否定し、更に言語行為理論自体を否定する姿も見られるのである。少し具体的に言えば、K.Bach and R.M.Harnishを例に取れば⁽⁶⁾、Sadockの曖昧性説 (the ambiguity thesis)、更にSearleの慣習性説 (the conventionality thesis) を批判するが、慣習性説には方法論的には妥当性があり、ただ標準化を慣習の問題と取り違えたところに問題があるとして、標準化説 (the standardization thesis) を主張し、言語行為理論の枠内で処理する方向に進むことになるが、S.C.Levinsonを例に取れば⁽⁷⁾、Sadockの慣用句理論 (idiom theory)、Gordon and Lakoffの推論理論 (inference theory)、Searleの推論理論などを批判し、言語行為理論よりも複雑で、多面的な語用論的取り組みの必要性を主張し、言語行為理論の枠を超えた会話分析 (conversational analysis) という新たな枠内で処理する方向に進むことになる。本稿では、以上述べたこと全てを検討することはできないので、Searleの間接的言語行為理論を軸にして検討することにする。その理由として、Searleの理論以外の、上記の他の二つの代表的理論に関しては、今述べた批判以外にも、実に多くの批判があり (SadockによるGordon and Lakoffの理論に対する批判、Searleによる曖昧性、会話の公準などを基にした処理の仕方に対する批判から始まり、多くの批判が見られる)、それらの批判には妥当性が見い出されることが挙げられる。そして、言語行為理論と会話分析 (あくまでも一例にすぎないが) の対立は、間接的言語行為の問題を超えた、より根本的な問題に関わる為、ここでは扱いきれないこともある。ともかく、間接的言語行為の問題を言語行為理論の枠内でどこまで処理できるのか、その可能性を検討することは、それ自体として十分意義があるであろう。なお、本稿での検討対象の著書・論文は、上記の四つ以外に、H.H.Clarkの “Responding to Indirect Speech Acts” (1979) (『間接的言語行為に対する応答』)⁽⁸⁾、K.Bach and R.M.Harnishの *Linguistic Communication and Speech Acts* (1979) (『言語コミュニケーションと言語行為』)、S.C.Levinsonの *Pragmatics* (1983) (『英語語用論』)、R.Bertoletの “Are There Indirect Speech Acts ?” (1994) (『間接的言語行為は、存在するか』)⁽⁹⁾、D.Holdcroftの “Indirect Speech Acts and Propositional Content” (1994) (『間接的言語行為と命題内容』)⁽¹⁰⁾、M.L.Geisの *Speech Acts and Conversational Interaction* (1995) (『言語行為と会話の相互作用』)⁽¹¹⁾ の六つである。

本題に入る前に、speech actの訳語について、簡単に触れておくことにする。例えば、Geisも指摘しているように⁽¹²⁾、会話分析者も、言語行為理論家も、共に同じspeech actを使用するが、前者が「伝達行為」(communicative actions) とみなすのに対して、後者が「言語行為」(linguistic actions) とみなすという相違が存在している。しかし、同一表現に複数の訳語を付けることで生まれる混乱をさける為に、一律にspeech actの訳語として「言語行為」を使用することにする (また、「発話行為」という訳語もよく使用されるが、ここでは全て「言語行為」と

いう訳語を使用する)。

間接的言語行為の問題点

間接的言語行為と言われている発話が生み出すとされている問題点から始めることにする。

例 1 : Can you pass the salt ?

例 2 : I request you to pass the salt.

例 3 : Pass me the salt.

例 4 : Please pass me the salt.

例 1～例 4 は、例えば、食事の時に、相手のそばにある塩をとってほしくて発話する場合を考えれば、話し手が聞き手に塩をとってくれるように頼む依頼であるが、例 1 が間接的依頼であるのに対して、例 2～例 4 が直接的依頼である。例 2 のような明示的遂行文は、母型節の遂行動詞 request (依頼する) で呼ばれる発語内的力 (illocutionary force) を持つので、依頼とされる。例 3 は、文のタイプが命令文であり、それと結び付く発語内的力が order (命令する) または request であるので、依頼とされる。そして、例 4 の場合は、please が依頼の時に挿入される性質を持っているので、より明確な形で依頼とされ、従って例 1 においても、間接的ではあるが、依頼である以上、please を挿入して、“Can you please pass the salt ?” とすることができる。つまり、遂行動詞が明示されている場合は (明示的遂行文)、その遂行動詞で呼ばれる発語内的力を持つことになり (なお、明示的遂行文は、文のタイプとしては平叙文となる)、もし遂行動詞が明示されていない場合は (非明示的遂行文)、文のタイプと結び付く発語内的力を持つことになり、平叙文、疑問文、命令文の三タイプでは、それぞれ陳述 (stating)、質問 (questioning)、命令 (ordering) または依頼 (requesting) という発語内的力を持つことになり、結局、直接的言語行為とは、発語内的力が何らかの形で (遂行動詞であれ、文のタイプであれ) すでに文の形態に組み込まれている場合のこととなる。以上のことを、Levinson は字義どおりの力の仮説 (the literal force hypothesis) と呼び、それを前提にして初めて、間接的言語行為という概念が可能であるとしている⁴³。言い換えれば、字義どおりの力の仮説の二条件のいずれかを満たせば、直接的言語行為とされ、満たさなければ、全て間接的言語行為とされることになる。従って、例 1 では、遂行動詞は明示されていないが、文のタイプが疑問文であるので、質問という力を持つことになるが、実際には依頼として使用されるので、間接的依頼となる。

間接的言語行為に関する問題点としてまず考えられるのが、字義どおりの力の仮説の二条件である。第一の条件については、明示的遂行文の形態を取っていても、その遂行動詞で呼ばれる発語内的力とは異なる発語内的力を持つものとして使用されることがあるという問題である。しかし、多くの議論は、むしろ第二の条件に集中している。つまり、文のタイプと発語内的力の間に、

果たして単純な相関関係が存在するのかという問題である。なお、本稿では、今後第二の条件についてのみ扱うことにする（つまり、平叙文としての明示的遂行文は対象外にする）。例えば、Levinsonによれば、会話体の英語では、命令文が命令や依頼として使用されることは稀で、料理法や指示、勧め（Have another drink. 「もう一杯どうぞ。」）、歓迎（Come in. 「お入りなさい。」）、願望（Have a good time. 「楽しく行ってらっしゃい。」）、ののしりや悪態（Shut up. 「黙れ。」）などで、命令文が規則的に生ずるのであり、字義どおりの力の仮説を認める限り、命令文の実際の用法のほとんど全てが、間接的言語行為であるとみなさなければならなくなってしまう¹⁴。更に、Levinsonは、英語では、依頼をするのに命令文を使用することは極めて稀で、間接的に依頼する傾向が強く、ドアを閉めるよう、間接的に依頼する表現は限りなくあるとして、以下の例を挙げる。

例 5 :

a. I want you to close the door. (「ドアを君に閉めてほしいのです。」)

I'd be much obliged if you'd close the door.

(「君がドアを閉めてくれたらありがたいのだが。」)

b. Can you close the door? (「ドアを閉めてくれますか。」)

Are you able by any chance to close the door?

(「もしかしてドアを閉めることがおできですか。」)

c. Would you close the door? (「ドアを閉めてくださいますか。」)

Won't you close the door? (「ドアを閉めてくれませんか。」)

d. Would you mind closing the door? (「すみませんがドアを閉めてくださいますか。」)

Would you be willing to close the door?

(「ドアを閉めていただいてよろしいでしょうか。」)

e. You ought to close the door. (「ドアは閉めるべきです。」)

It might help to close the door? (「ドアを閉めてくれると助かるのだが。」)

Hadn't you better close the door? (「ドアを閉めたほうがよくないかい。」)

f. May I ask you to close the door? (「ドアを閉めるようお願いしていいですか。」)

Would you mind awfully if I was to ask you to close the door?

(「ドアをお閉めくださるようお願いしてかまいませんでしょうか。」)

I am sorry to have to tell you to please close the door.

(「すみませんが、ドアをどうか閉めてほしいのですが。」)

g. Did you forget the door? (「ドアのことは忘れたの。」)

Do us a favour with the door, love. (「ドア、お願い、ね。」)

How about a bit less breeze? (「風がちょっと入りすぎるんじゃない。」)

Now Johnny, what do big people do when they come in?

(「さあジョニー、お兄ちゃんなら、部屋に入るときどうするかしら。」)

Okay, Johnny, what am I going to say next?

(「いいか、ジョニー、なんて言われるか分かってるの。」)⁴⁵

結局、命令文(文のタイプ)と依頼(発語内の力)の間には、実際の発話を見る限り、単純な相関関係は存在しないことになる。命令文は、依頼(用法的には、極めて稀)以外にも、様々な発語内の力を持つものとして使用されるからであり(上記以外にも、Geisは、命令文が命令、警告、提案などにも使用されるとしている⁴⁶)、遂行動詞requestを含む明示的遂行文と命令文以外の間接的依頼の表現は、限りなく多くあるからである。そのことから言えることは、字義どおりの力の仮説を受け入れれば、ほとんどの用法が間接的になってしまうという問題が生まれることである。

ここで、直接的言語行為と間接的言語行為を分けて、考えていく必要がある。直接的言語行為に関しては(実際の用法から見て、たとえ量的に少ないとしても)、文のタイプと発語内の力の間には、単純な相関関係が存在すると言えよう(依頼または命令以外の発語内の力を持つものとして命令文を使用するのは間接的であるので、ここでは対象外になる)。そして、字義どおりの力の仮説に基づく直接的言語行為の定義を受け入れれば、実際の用法の多くが間接的になると言えよう。そこで、間接的言語行為に関しても、文の形態(「文のタイプ」を平叙文、疑問文、命令文とし、「文の形態」をより広義に捉えて、Can you ...?, Will you ...?, I want ...などのような文の表層構造全般を含むものとする)と発語内の力の間には、単純ではなくても、何らかの相関関係が存在するのであれば、直接的のみならず、間接的な言語行為も、文の形態との相関関係が存在することになり、字義どおりの力の仮説を否定する必要性はなくなるであろう。勿論、実際の用法から見て、単に量的に多いという理由だけで、文の形態による制約を全く受けないと結論付けることは性急である。ともかく、何らかの相関関係を見い出そうと試みたのが、Gordon and Lakoffであり、Sadockであり、Searleであった。本稿では、Searleを軸にして検討することになるが、そこでは「慣習」(convention)が重要な役割を果たすことになり、それが次の問題点になる。もし間接的言語行為に関して、文の形態との相関関係が見い出せなければ、たとえ直接的言語行為にそのような相関関係が見い出せたとしても、字義どおりの力の仮説を受け入れた形での間接的言語行為の理論としては成り立たないことになる。その場合は、直接的言語行為と間接的言語行為の分類の仕方自体を見直すことが必要になり(例えば、Levinson, Geisなど)、字義どおりの力の仮説の否定につながることになる。Geisを例にとると、多くの間接的言語行為の発語内の力は、間接的と呼ぶには間違えていると思われる程、明白であるとして、“I want a drink of water.”(「水を一杯ほしい。」)、または“Can I have a drink of water?”(「水を一杯もらえますか。」)が間接的依頼であることを学生に理解させるのが難しいと指摘し、間接

的言語行為理論の前提になっている直接的言語行為と間接的言語行為の区別よりも、直接的伝達と間接的伝達の区別の方が役立つと主張し、直接的言語行為を直接的伝達に拡大することによって、今述べた例以外にも、例1などが含まれることになり、結局間接的のみならず、直接的な伝達においても、文の形態と発語内的力の相関関係は存在しないことになってしまう¹⁷⁾。

Searleによる間接的言語行為の定義

文の形態と発語内的力の相関関係を慣習の問題として捉えることの可能性を明らかにする為には、Bach and HarnishがSearleの慣習性説と呼ぶもの（Searleの理論の特徴を「慣習性」(conventionality) または「慣習化」(conventionalization) と捉えるのが一般的であるように思われるが、その特徴づけが正確かどうかは、疑問の余地を残すものと言えよう）を問題にする必要がある。そこで、Searleによる間接的言語行為の定義から始めることにする。最初に、間接的言語行為に関する記述を拾い上げることにする。

1 : a sentence that contains the illocutionary force indicators for one kind of illocutionary act can be uttered to perform, IN ADDITION, another type of illocutionary act.

(あるタイプの発語内行為を示す発語内的力表示方策を内に含む文は、それに加えて、別のタイプの発語内行為を遂行する為に発話されることができる。)

2 : Such cases, in which the utterance has two illocutionary forces, ... The cases we will be discussing are indirect speech acts, cases in which one illocutionary act is performed indirectly by way of performing another.

(発話が二つの発語内的力を持つようなケース、...これから話題にしようとしているケースが間接的言語行為である。つまり、ある発語内行為が、別の発語内行為の遂行を通して、間接的に遂行されるケースのことである。)

3 : Let us say that the PRIMARY illocutionary act performed in Y's utterance is the rejection of the proposal made by X, and that Y does that by way of performing a SECONDARY illocutionary act of making a statement to the effect that he has to prepare for an exam. He performs the secondary illocutionary act by way of uttering a sentence the LITERAL meaning of which is such that its literal utterance constitutes a performance of that illocutionary act. We may, therefore, further say that the secondary illocutionary act is literal ; the primary illocutionary act is not literal.

3は、次の例に関するものである。

例6 : Student X : Let's go to the movies tonight.

(「学生X : 今晚, 映画に行きましょう。」)

Student Y : I have to study for an exam.

(「学生Y : 試験勉強をしなければならないんだ。」)

(Yの発話において遂行される主要な発語内行為は, Xによってなされる申し出の断りであり, Yがそうするのは, 彼が試験勉強をしなければならないという内容の陳述を行なうという二次的な発語内行為の遂行を通してであると言うことにしよう。Yが二次的な発語内行為を遂行するのは, 文の発話を通してであるが, その文の字義どおりの意味によって, その文の字義どおりの発話とその発語内行為の遂行をなすことになる。従って, 更に, 二次的な発語内行為が字義どおりで, 主要な発語内行為が字義どおりではないと言えよう。)

4 : when one of these sentences is uttered with the primary illocutionary point of a directive, the literal illocutionary act is also performed.

(これらの文の一つが, 行為指示型の主要な発語内の目的を持って発話される時, その字義どおりの発語内行為もまた遂行される。)

5 : I think the theory of speech acts will enable us to provide a simple explanation of how these sentences, which have one illocutionary force as part of their meaning, can be used to perform an act with a different illocutionary force.

(言語行為理論によって, 発語内的力を文の意味の一部として持つこれらの文が, それとは異なる発語内的力を持つ行為を遂行する為に使用されうる仕方に関して簡単な説明を与えることができるであろうと考えている。)⁴⁸

以上のSearleの間接的言語行為に関する記述から, 次のことが言える。間接的言語行為の場合, 第一に, 発話は二つの異なる発語内的力を持つこと, 第二に, 二つの異なる発語内行為が遂行されること, 第三に, その二つの内, 主要な発語内行為が非字義的で(文がその意味の一部として発語内的力を持たない), 二次的な発語内行為が字義的であること(文がその意味の一部として発語内的力を持つ), 第四に, ある発語内行為(主要で, 非字義的)が, 別の発語内行為(二次的で, 字義的)の遂行を通して, 遂行されること, または, ある発語内行為(二次的で, 字義的)を示す発語内的力表示方策を含む文が, それに加えて, 別の発語内行為の遂行の為に, 発話されること, 第五に, その際, 字義どおりの意味は, 失われることなく, 保持され(上記の引用以外のところで⁴⁹, 間接的言語行為の場合, 文は依然として字義どおりの意味を持っており, その字義どおりの意味を持っているものとして発話されると明確にSearleは言う), 従って話し手は, 文の発話を通して, そしてあくまでもその字義どおりの意味を持っているものとして, 二次的で, 字義的な発語内行為を遂行し, それに加えて, その発語内行為の遂行を通して, 主要で, 非字義的な発語内行為を遂行すること, 第六に, そうしたことが, 言語行為理論の枠内で説明で

きることである。例1と例6を使用すれば、簡単には次のようになる。話し手は、“Can you pass the salt?”を発話する場合、聞き手が塩を手渡すことができるかどうかの能力に関して質問しているのであり（二次的で、字義的な発語内行為の遂行であり、字義どおりの意味は保持される）、あくまでもそれを通して、塩をとってくれるように依頼するのであり（主要で、非字義的な発語内行為の遂行）、友人の申し出に対して、“I have to study for an exam.”を発話する場合、試験勉強をしなければならないという内容の陳述を行なっているのであり（二次的で、字義的な発語内行為の遂行であり、字義どおりの意味は保持される）、あくまでもそれを通して、申し出を断っているのであり（主要で、非字義的な発語内行為の遂行）、そこに発話が二つの発語内的力を持つこと（質問と依頼という二つの発語内的力を持つこと、陳述と断りという二つの発語内的力を持つこと）、そして二つの発語内行為が共に遂行されること（質問することと依頼することの二つの発語内行為の遂行、陳述を行なうことと断ることの二つの発語内行為の遂行）、更にその関わり方が示されるのである。

そして、Searleによると、例1と例6には大きな相違が存在し、前者のようなケースには、形態の一般性（a generality of FORM, 文の形態の一般性のこと）が存在するが、後者のようなケースには、そのような一般性は存在しないことになる²⁰。言い換えれば、文の形態と発語内的力との間の慣習的關係が、前者には存在するが、後者には存在しないことになる。しかし、Searleが例1と例6を分析する時、言語行為理論、協調的会話の原則（H.P.Grice）、事実に基づく情報などを利用して、両者の推論過程を共に十段階に分けて、詳しく分析するのであるが（例1と例6の二例しか、推論過程の詳しい分析は見られない）²¹、もし文の形態の一般性の存在・非存在という相違があるのであれば、推論過程の（少なくとも、一部の）省略が例1で生じると考えるのが普通であろう。両者の推論過程を同様に扱うことは、文の形態の一般性そして慣習的關係の意義が薄れてしまう結果につながるであろう。ともかく、ある特定の間接的言語行為に対して、ある特定の文の形態が一般的になっているのであれば、それを理解する聞き手の推論過程は、何らかの形で短縮されるであろうし、事実、Searle自身そのことを認めているのである。その点については、あとで検討することにする。

Searleによる慣習的に使用される文の例と推論過程

間接的に依頼する為に、慣習的に（標準的に）使用される文を六つのグループに分け、合計で49の例をSearleは挙げているが、ここではその一部を見ることにする。更に、言語行為理論によるその分類の説明も見ることにする²²。なお、下記の太字は、文の形態の一般性を示す。

例7：

グループ1：ある行為を行なう聞き手の能力に関する文

Can you reach the salt? (「塩に手が届きますか。」)

Can you pass the salt? (「塩をとってくれますか。」)

You can go now. (「今、行けます。」), **you may go now.** (「今、行ってもいいです。」) と同じ意味で、許可としても使用される)

Are you able to reach the book on the top shelf?

(「一番上の棚にある本に、手を伸ばして届きますか。」)

グループ2 : 聞き手がある行為を行なうよう、話し手が願望すること、または欲することに関する文

I want you to do this for me, Henry.

(「ヘンリー、私の為に、これをしてほしいのです。」)

I'd be very much obliged if you would pay me the money back soon.

(「あなたがそのお金をすぐにも返していただければ、大変ありがたいのですが。」)

I wish you wouldn't do that.

(「あなたがそのようなことをしないでくれることを願っています。」)

グループ3 : 聞き手がある行為を行なうことに関する文

Will you quit making that awful racket?

(「そんなに大騒ぎをするのは、やめてくれますか。」)

Would you kindly get off my foot?

(「どうか私の足からどけてくださいますか。」)

Won't you stop making that noise soon?

(「そんなに音を立てるのは、すぐにやめてくれませんか。」)

グループ4 : 聞き手がある行為を進んでする気があること、または強く欲することに関する文

Would you be willing to write a letter of recommendation for me?

(「私の為に、推薦状を書いていただいてよろしいでしょうか。」)

Would you mind not making so much noise?

(「すみませんがそんなに音を立てないようにしていただけますか。」)

グループ5 : ある行為を行なう理由に関する文

You ought to be more polite to your mother.

(「お母さんにはもっと行儀よくすべきです。」)

Hadn't you better go now? (「今すぐに、行ったほうがよくないかい。」)

Why not stop here? (「ここでやめたらどう。」)

Why don't you try it just once?

(「一度だけ、それを試したらいいじゃないか。」)

It might help if you shut up.(「黙ってくれると助かるんだが。」)

また、このグループには、次のような文も含まれるとしている。

How many times must I tell you not to eat with your fingers?

(「指を使って食べてはいけなと、あなたに何度言わなければならないの。」)

グループ6：一部の要素が上記の他のグループにすでに含まれている文、一部の要素が遂行動詞である文

Would you mind awfully if I asked you if you could write me a letter of recommendation?

(「私に推薦状を書いていただけるかお願いしてかまいませんか。」)

Might I ask you to take off your hat?

(「帽子を取るようお願いしてもいいでしょうか。」)

Searle (1975) の例の一部を挙げたが、Levinson (1983) の例5と比較しやすいように、同一の文の形態を中心にした(勿論、Searleの49例の中には、上記の文の形態以外のものも多く含まれている)。そこで、例7と例5を比較すると、グループ1とb、グループ2とa、グループ3とc、グループ4とd、グループ5とe、グループ6とf、それぞれに同一の文の形態が見られることが分かる。そして、gは、グループ5に属するとされている“**How many times must I tell you not to eat with your fingers?**”などと、“**You’re standing on my foot.**”など(「あなたは私の足を踏んでいる。」、文の形態の一般性はないが、適当なコンテキストでは、間接的依頼(間接的に、足をどけるように頼む)として発話される)に類似するものと言える。従って、字義どおりの力の仮説を否定する目的で挙げた例5は、少なくともSearleにとっては、たとえ遂行動詞requestを含む明示的遂行文と命令文以外の間接的依頼の表現が限りなく多くても、言語行為理論の枠内で処理できるものなのである。もしSearle的处理方法が妥当であれば、間接的依頼の場合、文の形態と発語内的力(依頼)の間の慣習的關係(間接的依頼における文の形態の一般性)が存在することになり、単純ではないが、慣習という相関關係が存在することになる(なお、平叙文、疑問文、命令文の文の三タイプと発語内的力(陳述、質問、命令または依頼)の相関關係は、直接的言語行為の段階での問題である)。そこで、Searleの処理の仕方が問題となる。例7の説明は、言語行為理論の枠内で、つまり*Speech Acts* (1969)(『言語行為』の第三章)で主張された適切性条件(felicity conditions)などによってなされる。

行為指示型(依頼)の適切性条件：

予備条件(preparatory conditions) - 聞き手は、ある行為を遂行することができる。

誠実性条件(sincerity conditions) - 話し手は、聞き手にある行為を行なうように欲する。

命題内容条件(propositional content conditions) - 話し手は、聞き手によるある将来の行為を叙述する。

本質的条件 (essential conditions) - 話し手が聞き手にある行為を行なわせようとする試みとみなす。

適切性条件に基づいて、ある行為を遂行する聞き手の能力 (グループ1) が予備条件で、聞き手がある行為を遂行するように話し手が欲すること (グループ2) が誠実性条件で、聞き手によって行なわれるある行為の叙述 (グループ3) が命題内容条件となり、グループ1~3の全ては、適切性条件に関わるものとなる。そして、あることをしたいと欲することは、そのことをする為の理由となるので、グループ5だけでなく、グループ4も、ある行為を行なう理由に関わるものとなる。更に、グループ6は、一部の要素が遂行動詞であるか、それとも適切性条件と理由という別の二つの範疇にすでに含まれているので、あくまでも礼儀上での特別な種類のものである。結局、Searleによると、間接的依頼の表現は、たとえ限りなく多くても、六つのグループに分類でき、更に三つのタイプに大別できることになり、そこには慣習に基づく文の形態の一般性が存在することになる。

次に、Searleによる推論過程を見ることにする²⁴。夕食の時、XがYに“Can you pass the salt?”と言う場合、Yがその発話から結論を導き出す推論過程は、次のようになる。

段階1 : Yが塩を手渡す能力を持っているかどうかについて、XはYに質問をした (会話に関する事実)。

段階2 : Xが会話において協調していること、従ってXの発話がある目標または目的を持っていることをYは想定する (会話協調の原則)。

段階3 : 会話の状況は、塩を手渡すYの能力に理論的な興味を示すようなものではない (事実に基づく情報)。

段階4 : 更に、その質問に対する返事が肯定であることをXは多分すでに知っている (事実に基づく情報)。(この段階は、段階5への移行を容易にするが、本質的ではない)。

段階5 : 従って、Xの発話は、多分単なる質問ではない。その発話は、多分ある隠された発話内の目的を持っている (段階1~4からの推論)。それは何か。

段階6 : 行為指示型の発話内行為の予備条件は、命題内容条件で叙述される行為を聞き手が遂行する能力である (言語行為理論)。

段階7 : 従って、塩を手渡すようにYに依頼する場合の予備条件が満たされることを必然的に伴うような肯定的返事となる質問をXがYにしたことになる (段階1と6からの推論)。

段階8 : XとYは、現在夕食中である。人々が夕食の時に塩を使うのは普通である。人々は、自ら塩を渡したり、渡されたりするし、同じことを他の人達にさせようとしたり、その他のことをする (情報)。

段階9 : それ故に、Yが従うことのできる条件をもたらすようにXがさせることが十分可能な依頼の予備条件を満たしたことを暗に示した (段階7と8からの推論)。

段階10：従って、信頼できそうな発語内の目的が他にないので、Xは、多分Xに塩を手渡すよう、Yに依頼していることになる（段階5と9からの推論）。

上記の推論過程を見ると、大きく二つに分けられる。段階1～5は、その発話が単なる質問であるかどうかを判断する過程であり、発話される文の意味（「文の意味」をSearleが使用するが、文の形態でも構わない）に含まれている発語内の目的（質問）以外にも、隠された発語内の目的（依頼）が存在しているかどうかを判断する過程であり、そこでは会話の原則（+必要な情報）が重要な役割を果たす。そして、段階6～10は、その隠された発語内の目的を特定化する過程であり、そこでは言語行為理論（+必要な情報）が重要な役割を果たす。そうした推論過程は、上記の例がグループ1に属し、しかも疑問文だからであるが、それ以外のグループに属する文全て（疑問文または平叙文）の発話においても、同様の推論過程が行なわれ、前半部分では、単なる質問または陳述であるかどうかの判断過程があり、後半部分では、隠された発語内の目的の特定化の過程があり、結局会話の原則と言語行為理論に基づく推論過程であることには変わりないであろう（Searle自身は、上記の例以外には、具体的な検証を行っていないが）。

以上のように、間接的依頼の表現に見られる文の形態の一般性をあくまでも言語行為理論に基づいて説明し、処理しようとしたSearleの姿が、全貌でもなく、詳細でもないが、ある程度は明らかになったと思う。例えば、例7の文が一般的に依頼する為に使用されるのは、例6の“I have to study for an exam.”と申し出の断りの間には体系的な関係は存在しないが、例7と依頼の間には体系的な関係が存在するからであり⁸⁹、体系的な関係が存在すると言えるのは、文の形態の一般性と依頼を結び付ける根拠として適切性条件などがあるからであり、だからこそ適切性条件などに基づいて、発話（一般化された文の形態を使用する）から依頼を導き出す推論を行なうことができることになる。

これで、文の形態の一般性の説明を終えることはできない。間接的に依頼する為に一般的に使用される文の形態と言っても、それだけでは、何故ある特定の文の形態（それ以外の、別の文の形態ではなく）が一般的に使用されるかがはっきりしないからである。その問題に対して、二つの概念をSearleは利用する。第一は、「慣習」である。言語行為理論と会話の原則は、間接的言語行為の為の枠組みを提供し、その枠組みの中で、ある特定の文の形態が間接的言語行為の為の標準的で、慣用句的な形態として慣習的に確立されることになる⁹⁰。しかし、それ以上の詳しい説明を与えることはしていない。第二は、慣用句（idioms）とは明確に区別される「慣用句的」（idiomatic）である。例7の文全ては、慣用句そのものではなく、慣用句的であるとしているが、その根拠は、間接的言語行為として使用される時、字義どおりに発話されることを前提にした、字義どおりの応答を許容することにある。逆に言えば、慣用句の場合、字義どおりの応答は、当然の事として、認められないことになる。そして、間接的言語行為として使用される為の候補になるには、慣用句的文でなければならず、その慣用句的文の範疇の中で、ある特定の文の形態

が間接的言語行為の為の慣習的方策として確実なものになる²⁰⁾。従って、言語行為理論と会話の原則の枠組みの中で、そして慣用句的文の枠組みの中で、ある特定の文の形態が依頼として慣習的に使用され、しかも慣用句的に使用されることになるのであり、その結果が例7に見られる文の形態の一般性なのである。もしSearleの処理の仕方を受け入れるならば、適切性条件などに関わりを持たない文（グループ1～6に属さない文）、慣習的に使用されていない文、そして慣用句的でない文は、間接的言語行為としては使用されないことになってしまう。勿論、そうは言えないのである。たとえ、言語行為理論の枠内での処理に妥当性があるとしても、そのように結論付けることはできない。そこには、Searle自身の混乱・混同が原因の一つとしてあるであろう。

間接的言語行為の分類に関するSearleの問題点

Searleの抱える問題点の内、まず気が付くことは、間接的言語行為の分類に関してである。Bach and Harnishは、Searle批判の一つとして、文と発語内行為の関係は多種多様で、それらがそれぞれ潜在的な間接的発語内行為を形成しうるとし、その関係を三つに分類する。会話上から推論されるケースと言語行為慣用句（speech act idioms）のケースの両極端と、その間にあるケース（標準化された力（standardized force）のケースと彼らが呼ぶもので、“Can you pass the salt?”などが含まれ、問題のあるケースで、間接的言語行為に関する議論がそこに集中しているとしている）の三つである²¹⁾。しかし、Searleの“Indirect Speech Acts”の中には、混在した形ではあるが、それら三つのケースに関する例文がある。例6の“I have to study for an exam.”は、文の形態の一般性がないものとして例7から明確に区別され、“You’re standing on my foot.”は、文の形態の一般性がないものとして（慣用句的でもなく、慣習的に使用されるのでもなく、それでもグループ5に属するとされ、更に多くの文の形態の一般性を持たない例がそこに属するとされているが、そこにSearleの混乱・混同の一例が見られると言えよう）、やはり例7から明確に区別されなければならないものであるし、それらがBach and Harnishの第一のケースに相当すると言える。また、慣用句の例としてHow about（申し出と依頼として使用される）を挙げ、“How about going to the movies tonight?”（「今夜、映画に行くのはどうだい。」）を示しているのであり²²⁾、それが第二のケースに相当すると言える。そして、例7が第三のケースに相当する。しかし、Searleの問題点は、本来種類が異なるものとして区別されるべきものが、たとえ例を挙げているとしても、明確にされないままに残されていることである。例えば、“Can you pass the salt?”と“I have to study for an exam.”は、慣用句的であるかどうか、慣習的に使用されているかどうか、文の形態の一般性があるかどうか、それらの点で質的に異なるものであるにもかかわらず、両者の推論過程は、十段階から成り、会

話の原則と言語行為理論（+必要な情報）に基づくものであり、しかも普通の会話では、共に十段階を意識的に経る必要のないものとしているのである。それでは、慣用句的・慣習的使用・文の形態の一般性の意義は、失われることになってしまうであろう（失われなくても、減少するであろう）。やはり、以下のように区別する必要がある、それによって少なくとも混乱・混同を避けることはできよう。

間接的言語行為の分類：

ケース1：慣用句でもなく、慣用句的でもなく、慣習的に使用されている訳でもなく、あくまでもある特定のコンテキストにおいて、間接的依頼として使用される文（Griceの会話含意）で、文の形態の一般性は存在しない。“I have to study for an exam.” など。

ケース2：慣用句ではないが、慣用句的で、慣習的に使用されている文で、文の形態の一般性が存在する。“Can you pass the salt?” などの例7。

ケース3：慣用句そのもので、慣習的に使用されており、文の形態の一般性が存在する。“How about going to the movies tonight?” など。（ここでは、How aboutのように、文の形態そのものが慣用句になっているものが対象となり、kick the bucket=die（直訳すれば、「バケツをけとばす」となるが、慣用句として「死ぬ」の意味になる）などではない。）

間接的言語行為の分類を上記のように考えるとすれば、“Indirect Speech Acts”でSearleが分析対象にしたのは、ケース2であったと言える。そして、「慣用句」とは明確に区別される「慣用句的」の意義を強調していることから明らかなように、ケース3に対しては、直接の分析対象から除いていると言える（むしろ、ケース3を間接的言語行為の例としては認めないであろう）。更に、ケース1に関しては、例6の“I have to study for an exam.”を分析し、文の形態の一般性の非存在を理由にして、例7とは区別しながらも、ケース1とケース2の間の混乱・混同の為に、両例のそれぞれの存在意義が曖昧なままに残されている。例えば、前述したように、Searleによると、ある特定の文の形態が間接的依頼として一般的に使用されるのは、依頼として慣用句的に使用され、しかも慣習的に使用されてきたからであるが、そのような定義によれば、ケース1ではなく、ケース2のみが間接的言語行為となるが、ケース1に属する例6も、同様に間接的言語行為とされている（間接的な申し出の断り）のであり、そこに混乱・混同が見られる。

もう少し詳しく見ることにする。Searleによる間接的言語行為の定義によれば、話し手が二つの異なる発語内行為を遂行すること、それ故に、話し手による発話が二つの異なる発語内的力を持つことになる。その定義によって、ケース1とケース2は、二つの発語内行為が遂行されるので、間接的言語行為となるが、ケース3については、どうであろうか。例えば、(i) “Jones kicked the bucket.” (= “Jones died.”, 「ジョンズは、死んだ。’)と例7を比較して、他言語に翻訳する場合、前者を逐語訳しても、「ジョンズは、死んだ。」の意味にはならないが、後者を

逐語訳すると、英語の例文と同じ発語内行為を潜在的に持つ文を生み出すことができ、その意味で、前者が慣用句で、後者はそうではないこと、(ii) 例7の文は、間接的発語内的力をその文の意味の一部として持つことはないが、仮に例7の文を慣用句として捉えたとすれば、間接的発語内的力を文の意味の一部として持たなければならないという誤った結論に達すること、(iii) 間接的依頼として発話される場合、その文の字義どおりの意味を保持するので、その文の字義どおりの発話にとって適する応答は、間接的言語行為としての発話にとっても適するものとなるが (“Can you pass the salt?” (字義どおりの発話の時は、「塩を手渡すことができますか。」) となり、間接的言語行為としての発話の時は、「塩をとってください。」) となる) に対する応答として、“Yes, I can.” (「はい、できます。」) と言って、塩を手渡すことができる)、慣用句の場合は、そうはならないこと、以上のSearleの説明⁹⁰から言えることは、ケース3が間接的言語行為ではないということであろう。つまり、(i) ~ (iii) が示しているのは、簡単に言えば、慣用句の場合 (文の形態を問題にしているので、kick the bucketという慣用句よりは、How aboutという慣用句を考えるべきである)、発話される文は、本来の字義どおりの意味 (文を単語に分解し、単語の意味に基づいて生まれる文の意味と考えればいいであろう) とは異なる、別の新たな字義どおりの意味を持つことになり、その意味で、間接的発語内的力 (ここでは、すでに「間接的」とは言えなくなるが、一応そうしておく) をその文の意味 (新たな字義どおりの意味) の一部として持つことになり、結局二つではなく、一つの発語内行為が遂行されるということである (直接的言語行為と同類の機能を果たすと考えれば、分かりやすいであろう)。従って、ケース3は、Searleにとっては、間接的言語行為ではなくなるのであろう。

また、Morganが慣習的取組み方と呼び⁹¹、Bach and Harnishが曖昧性説と呼び⁹²、Levinsonが慣用句理論と呼ぶ⁹³ように (代表的な研究者は、Sadockである)、呼び方は異なるが、例7 (ケース2) の文を慣用句とみなす考え方があり、それに対して彼らは批判するのである。間接的言語行為の遂行の為に使用される文は、第二の字義どおりの意味を持つことになり (Morganによれば、以前は含意であったものが、今では字義どおりの意味となること)、その文の使用は、もはや間接的ではなく、直接的で、字義どおりのものになり (Bach and Harnish)、例えば、Can you VP ? (「あなたは、動詞句することができますか。’) という文の形態は、“I request you to VP.” (「私は、あなたに動詞句することを要請する。’) の慣用句であり、意味上等価になる (Levinson) という考え方であり、間接的言語行為 (見かけ上) = 直接的言語行為 = 明示的遂行文という考え方を批判するのである。そして、Searle自身も、そのような考え方を批判し、例7を慣用句ではなく、慣用句的とするのである。従って、慣用句への批判は、それ自体の批判ではなく、あくまでも例7を慣用句とみなすことへの批判であり、その意味から言えば、ケース3の存在自体の否定ではない。ただ、Searleの間接的言語行為の定義に従う限りでは、ケース3が間接的言語行為ではなくなってしまうということだけである。しかし、ケース3

を単純に直接的言語行為と同一ものであるとするのは、やはり無理があるであろう。例えば、たとえ死喩であっても、単純に字義どおりの意味とするのではなく、あくまでも比喩の一部であるとする考え方があるように、ケース3の場合も、たとえ実際には一つの発語内行為が遂行されるものであるとしても、間接的言語行為の一部であると考えの方が、単純な直接的言語行為と区別する意味でも、良いであろう。

次に、ケース1とケース2に関わるSearleの問題点について、前に簡単に触れたが、もう少し調べることにする。“I have to study for an exam.”と“Can you pass the salt?”のそれぞれの推論過程のところで、普通の会話では、聞き手が意識的に十段階を経る必要のないことを述べ、更に後者のところで⁶⁴、“He simply hears it as a request.”(「彼は(=Y, 聞き手), その発話(“Can you pass the salt?”)を単に依頼として聞く。)」とSearleは言うのである。その発言は、多くの批判を引き起こすものである。例えば、Bach and Harnishによると、聞き手がその発話を単に依頼として聞くということは、聞き手が一つの行為(依頼する行為)しか遂行されなかったと理解することを意味するが、Searleの間接的言語行為の定義では、二つの行為(質問する行為と依頼する行為)が遂行されなければならない、もしその定義に従えば、聞き手がその発話を単に依頼として聞くことはできなくなり、もし先の発言に従えば、その発話が間接的言語行為ではないことになり、そこにSearleの矛盾があることになる。そのような矛盾は、どのように取り除くことができるのであろうか。その解決策の一つとして、話し手と聞き手のそれぞれの立場を区別することがある。話し手の立場から言えば、直接的ではなく、あえて間接的に依頼する訳で、質問する行為の遂行を通して、依頼する行為を遂行するには、それなりの理由(Searleによれば、丁寧さ)があり、二つの発語内行為の遂行の必要性があるのである。それに対して、聞き手の立場から言えば、話し手によって発話される文は、依頼として慣習的に使用されてきたものであるので、その発話を単に依頼として聞き、そのように理解できるのである。そのような考え方を表わしているのが、Morganの簡略化された含意(short-circuited implicature)であると言える⁶⁵。

Morganは、人からお金を貸してくれるように頼まれた時に、“Do I look like a rich man?”(「金持ちのように見えますか。)」と言って断る場合を例に挙げている。そのようなことが共通知識(common knowledge, 個人段階での習慣(habit)が社会全体に広がり、あくまでも社会段階で、人々が共通して、共有している知識)になっている場合には、話し手がその文をその字義どおりの意味を保持させながら言い、そのことによって断りの含意を伝達しよう(Griceの格率を媒介にして、断りを間接的に伝達しよう)と意図するが、その発話を解釈する時、聞き手にとっては、もはや推論する必要はなく、断りの含意が意図されていることがすぐに分かるのである。そして、共通知識に基づいて、含意の算出なしで理解される含意を簡略化された含意と呼ぶのである。しかし、共通知識を欠いている場合には、本来の会話含意の算出を行

なって、発話を解釈し、理解することになる。つまり、話し手側から見れば、いずれの場合も、文の字義どおりの意味をまず伝え、そのことによって含意を伝えようと意図するが、聞き手側から見れば、共通知識があるかどうかで、推論なしで理解される簡略化された含意となるか、それとも推論過程を通して理解される本来の含意となるか、相違が生まれるのである。

Searleの発言は、Morganの簡略化された含意によって内容的にはある程度明らかになると言えようが、その発言が“Can you pass the salt?”の十段階の推論過程の記述のすぐ前にあるのは、どのように解釈すればよいのであろうか。本来は、十段階の推論過程を経て結論に達すべきであるが、それが省略できるという意味であろうか。しかし、ケース2では、発話に使用される文は、慣用句的で、慣習的に使用されているものであって、聞き手が本来の推論過程を経ずに結論に達することのできるケースである。その意味から言えば、十段階の推論過程の記述そのものがなくなるであろう。それに対して、ケース1に属する“I have to study for an exam.”の十段階の推論過程の記述（ページでは、“Can you pass the salt?”に関する記述の前に位置する）は必要であるが、その記述のすぐ前のところで、普通の会話では、聞き手が意識的に十段階を経ることはないであろうと言うのである（はっきりと意識的に、一段階ごとに確認しながら行く必要がないという意味なら、また推論過程の一部が省略されるという意味なら、構わないであろうが、推論過程そのものが省略されるという意味なら、問題があろう）。むしろ、ケース1に属する文は、慣用句的でもなく、慣習的に使用されている訳でもなく、聞き手が本来の推論過程を経て、それによって初めて結論に達することのできるケースなのである。結局のところ、ケース1とケース2に関する混乱・混同が原因であると考えられる。もし区別の必要性がなければ、その理由をはっきりと示すべきである。というのは、Morganの用語を使用すれば、ケース1が本来の含意で、ケース2が簡略化された含意であって、明確な相違が存在するからである。

第二の解決策として、聞き手側の意識の明確化がある。「彼は（聞き手）は、その発話を単に依頼として聞く。」の意味は、発話される文が慣習的に依頼として使用されている文なので、あくまでも依頼する行為のみが遂行されていると聞き手が理解することなのか、それともたとえ慣習的に使用されている文であっても、話し手が二つの行為を遂行していることが聞き手には明らかなので、質問する行為を通して依頼する行為を遂行していることを当然の事として受け取り、発話を聞くと瞬時に、あたかも依頼する行為のみが遂行されているかのように聞き手が理解することなのか、いずれであろうか。一応、問題を複雑にしない為に、両解釈とも、十段階の推論過程を経ずに依頼であることを聞き手が理解するものとする。最初の解釈では（Bach and Harnishは、そのように解釈しているが）、その文の字義どおりの意味が伝わらず、少なくともその文の意味から依頼を理解するのではなく、その発話そのものを依頼として受け取るようになる。もしそのように受け取れば、Searleの基本的考え方を全面的に否定する可能性が出てくるであろう。ここでは一応Searleの主張に沿った形で、進めていくことにする。Searleにとって

は、話し手はその文を発話する時、あくまでもその字義どおりの意味を保持しながら発話する訳で、そのことは、聞き手はその字義どおりの意味を基にして、依頼であることを理解するように求めていると言えよう。もしその字義どおりの意味を基にしないで、その発話を直に依頼であると理解するのであれば、「慣用句」と「慣用句的」を区別する意味は、消え失せてしまうであろう。慣用句として、本来の字義どおりの意味（質問）ではなく、新たな字義どおりの意味（依頼）を持つものとして捉えることをSearleが否定するのは、話し手にしても、聞き手にしても、発話される文の字義どおりの意味を基にして、それに基づいて伝達したり、理解することの重要性から来ているのである。その発話に対する応答として、“Yes, I can.”（字義どおりの発話（質問する行為）に対する応答）と言って、塩を手渡すこと（間接的言語行為としての発話に対する反応）ができるとSearleが言うのは、正に字義どおりの意味を基にしていることを示すものである。従って、少なくともSearleの基本的考え方に沿う限りでは、最初の解釈は無理であろう。

第二の解釈に関しては、可能であろうか。Searle自身、明確にはしていない。そこで、Clarkによる間接的言語行為に対する応答の聞き取り調査結果⁶⁹、Searleの発言を補強するものと言えよう。その調査結果によると、字義どおりの意味（質問）は、慣習的依頼では真剣に受け取られることが稀であるが、非慣習的依頼では真剣に受け取られることがよくあり、非慣習的依頼よりも慣習的依頼の方が、真剣に受け取られることが少なく、間接的意味（依頼）は、慣習的依頼では意味されたものとして常に解釈されるが、非慣習的依頼では意味されたものとしていつも解釈される訳ではないことになる。そして、話し手の字義どおりの、直接的な意味（文の字義どおりの意味から直接導き出される）が真剣に受け取られるように意図されることは決してないという想定は、以前は正しいとしたが（Clark自身がそう考えていた）、調査結果によって誤りであることが明らかになり、話し手の字義どおりの、直接的な意味と伝達される、間接的な意味は、それぞれが一つのまとまりの中の一部として算出されなければならないとしている。もしその調査結果が妥当なものであるとするならば、慣習的に依頼として使用される文が発話される場合、その文の字義どおりの意味が真剣に受け取られることがたとえ稀であっても、少なくとも真剣に受け取られるように意図されていることは確かで、聞き手にとっては、その字義どおりの意味に基づいて依頼が理解される必要があり、その字義どおりの意味と依頼は、決して切り離さずに、一つのまとまりとして算出されるべきものとなる。その意味で、聞き手の応答から見ても、質問に基づく（通しての）依頼という解釈が可能となる。しかし、それだけでは済まないであろう。「真剣に」(seriously) に注目して、聞き手が文の字義どおりの意味を理解することと真剣に受け取ることを分けて考えることにする。聞き手の立場から言えば、発話を聞く時、それを耳にしている以上、発話で使用される文の字義どおりの意味を無視したり、その存在を否定する訳にはいかず、やはりその字義どおりの意味をまず最初に理解し（勿論、瞬時に）、その上でそれを真剣に受け取るかどうか問題となり、間接的依頼の場合であれば、その字義どおりの意味をまず理解

し、それを真剣には受け取らず、あたかも依頼する行為のみが遂行されているかのように理解することになろう。そこで、その字義どおりの意味の理解と依頼としての理解の関係を、「真剣に」という概念を導入することで、ある程度明らかにすることができると思うならば、第二の解釈も可能となろう。ともかく、Searleの「彼は、その発話を単に依頼として聞く。」という発言自体が、曖昧であることには変わらないが。

以上、出来る限り、Searleの基本的考え方に沿った形で検討してきたが、これからはその基本的考え方の問題点について、更に検討していくことにする。

慣習の捉え方

間接的言語行為を、“I have to study for an exam.” に代表されるような例（ケース1）、“Can you pass the salt?” に代表されるような例（ケース2）、そして“How about going to the movies tonight?” に代表されるような例（ケース3）に分類するとすれば、主にケース2を直接の分析対象にしたのがSearleである。そこでは、「あなたは、塩を手渡すことができますか。」という質問する行為の遂行を通して、「塩をとってください。」という依頼する行為を遂行することになるとしている。問題となるのは、文の形態（例えば、Can you ...?など）と発語内的力（例えば、依頼など）の相関関係に関して、“Can you pass the salt?” に代表されるような文が慣用句的で（慣用句そのものではない）、慣習的に使用されている文で、文の形態の一般性（例えば、Can you ...?という文の形態が、一般的に依頼として使用されること）が存在するとし、そのことを根拠にして説明できるとしている点である。ここでは、特に「慣習」に焦点を合わせて、検討することにする。そして、Searleの間接的言語行為理論を修正・補強・発展させたMorganとBach and Harnishの主張を中心に検討することにする。

Searleの場合、ケース1とケース2が明確に区別されず、混在した形で分析されているが、質的には異なるので、当然区別されなければならない。“Let's go to the movies tonight.” に対する返答として“I have to study for an exam.” と言う場合、一緒に映画に行こうという申し出に対する断りの意味を持つが、慣習的に使用されている文ではなく、文の形態の一般性が存在する訳でもないので、聞き手にとっては、“I have to study for an exam.” から出発し、本来の推論過程を経て、その結果申し出の断りという結論に到達する必要がある。しかし、“Can you pass the salt?” の場合、もしその文が慣習的に依頼として使用されており、依頼に関して一般的に使用される文の形態が決まっているのであれば、聞き手にとっては、本来の推論過程を経ずに、依頼であることが理解できるはずである。そのような質的相違による区別を本来の含意と簡略化された含意の相違として捉えるのがMorganである。

Morganは、基本的にはSearleの考え方を受け入れながらも、Searleが説明せずに、曖昧なま

まに残した「慣習」を簡略化された含意との関係から説明し、ケース1とケース2の質的相違を明らかにすることによって両者の区別を行なうのである。Morganによると、次のようになる⁸⁷。

“Can you pass the salt?” は、慣用句ではなく、聞き手が塩を手渡すことができるかどうかの能力に関する質問という字義どおりの意味のみを持っているにすぎないが、慣習的に依頼として使用されるようになった。従って、その文がある特定の字義どおりの意味を持っていることだけでなく、その文を使用することが間接的に依頼する標準的な方法であることも、話し手は知っているし、聞き手にしても、話し手の意図を理解する為に、その二つのことが関わっていることを知らなければならないことになる。しかし、字義どおりの意味に基づいて推論するという意識（推論を媒介にする「間接性」という感覚）なしに、むしろ字義どおりの意味が外に現われずに、直接的に依頼として受け取るという感覚を人々は抱くであろう。簡単に言えば、“Can you pass the salt?” を聞けば、聞き手はすぐに依頼であると理解するであろう。そのような人々の直感には、ある意味で、正しいと言える。そして、その直感の正当性を説明する為に、字義どおりの意味と間接的依頼の関わり方を明らかにしていくのである。具体的には、人からお金を貸してくれるように頼まれた時に、“Do I look like a rich man?” と言って断る例を取り上げ、個人段階と社会段階に区別し、更に簡略化された含意と本来の含意を区別して、説明していくのである。個人段階では、習慣が問題となる。字義どおりの意味を保持しながら、しかも間接的に断りを伝達しようという意図で、話し手が“Do I look like a rich man?” と言うのが習慣になれば、その習慣が聞き手の知識の一部になり、その発話を聞くとすぐに理解でき、結局話し手の発話を解釈する時、聞き手はもはや推論する必要はなく（字義どおりの意味から推論して、断りであると理解するのではなく）、すぐに断りであると理解できることになる。そのような個人段階での習慣が社会全体に広がり、人々が共通して、共有する知識となって初めて、社会段階での共通知識に移ることができる。そして、字義どおりの意味を保持しながら、しかも断りという含意を伝達しようという意図で、人々が“Do I look like a rich man?” と言うのが社会の共通知識になれば、その共通知識を共有する人々は、断りという含意を算出することなしに、断りであるとすぐに理解できることになる。そのように、字義どおりの意味から推論することなく、すぐに理解される含意が簡略化された含意というもので、その場合にのみ、上記の直感が正しいと言えるのであるが、もし共通知識がなければ、“Do I look like a rich man?” を聞き手が理解する為に、字義どおりの意味から始まる推論過程が必要になる。

Morganの主張において重要なことは、ケース1とケース2の質的相違を示すことによって区別し、「慣習」を個人段階での習慣→社会段階での共通知識として捉え、ケース2において、字義どおりの意味に基づく推論過程の省略の可能性を「簡略化された含意」という概念の導入で説明していることである。その点で、Searleの混乱・混同をある程度（完全ではないが）取り除くことができると言える。しかし、Morganは、字義どおりの意味とそれとは別の発語内行為の

いずれかを否定するのではなく、あくまでもそれら二要素の存在を前提にしており、従って基本的にはSearleと共通する基盤に基づいているのである。

Morganと同様の主張は、Bach and Harnishにおいても見られる⁹⁸。例えば、Searleが曖昧なままに残した「慣習」を「(発語内的)標準化」(illocutionary standardization)に置き換え、「標準化」という概念の導入によって、ケース2を標準化のケースとし、ここでは字義どおりの意味に基づく推論過程の省略(推論過程の中間段階を飛び越して、抜かされること)が可能であり、そのようなことによってケース1とケース2の質的相違を説明し、両者の区別の必要性を明らかにする。勿論、Morganが「慣習」を社会段階での共通知識という形でより明確に(Searleよりも)捉え直すのに対して、Bach and Harnishがそれに代わるものとして「標準化」を導入するという相違はあるが、ケース2においては、字義どおりの意味に基づく推論過程の省略が可能であるとし、そのことによってケース1とケース2の質的相違を説明し、両者の区別の必要性を強調する点では、共通している。そして、字義どおりの意味とそれとは別の発語内行為の両存在を前提にしており、基本的にSearleと共通する基盤の上に立っているという点でも、共通しているのである。

Searleに対するBach and Harnishの批判として、例えば、「慣習」の曖昧性、Searle自身の発言の矛盾などが挙げられる。第一に関しては、慣習を直観的に捉え、何らの説明を加えずに、曖昧なままに残したことに対する批判であるが、たとえ明確にできるとしても、それで間接的言語行為という発話の事実を十分説明できることにはならないとしている。

Illocutionary Convention (IC) : There is an (illocutionary) convention in group G for F-ing in uttering (a sentence of form) T (in context C) if and only if :

- i .It is MB-ed in G that whenever a member of G utters T in C, he is F-ing, and
- ii .Uttering T in C counts as F-ing only because it is MB-ed in G to count as such.⁹⁹

(発語内的慣習：(コンテキストCにおいて) T (文の形態)を発話する時にFを行なうことになるという(発語内的)慣習が集団Gに存在すると言える為の必要十分条件は：

- i .GのメンバーがCにおいてTを発話する時はいつも必ず、Fを行なうことになるということが、Gで相互に信じられている、そして
- ii .CにおいてTを発話することが、Fを行なうことであるとみなすのは、単にGでそのようにみなすものであると相互に信じられているからにすぎない。)

(Tは、Can you ...?, Will you ...?などの文の形態を表わし、Fは、依頼、申し出などの発語内的力を表わすが、F-ing (Fを行なう)は、依頼、申し出などを行なうことで、依頼する、申し出ることになり、発語内行為の遂行を示すことになる。)

以上の慣習に関する定義が、Bach and Harnishの提示するものである。“Can you pass the salt?”を使用すれば、次のようになる。簡単に言えば、Can you ...?という文の形態を発話す

れば、いつも必ず依頼していることになるということが、ある特定の集団では相互に信じられており、そのように相互に信じられているから、正にそのことによってのみ、Can you ...? という文の形態を発話することが、依頼することであるとみなされるのである。そのような条件を満たせば、Can you ...? を発話する時に依頼することになるという慣習が存在することになる。しかし、Bach and Harnishは、Can you ...? を発話することが依頼であるとみなされるような慣習など（単純な言い方をすれば、Can you...? = 依頼を可能にする慣習）存在しないとし、自ら提示した上記の定義を自ら否定するのである。その理由として、たとえ慣習に関して全く知らなくても、慣習を構成する相互信念（mutual belief）に関わらなくても、発話から推論することによって、話し手の意図を聞き手が理解できることを挙げている。

第二のSearle自身の発言の矛盾に関しては⁴⁰、一方では、間接的言語行為の場合には、二つの行為（例えば、質問する行為と依頼する行為）が遂行されると言いながら、他方では、“He [hearer] simply hears it [the utterance of “Can you pass the salt?”] as a request.” という発言に見られるように、一つの行為（依頼する行為）のみが遂行されるものとして聞き手が理解するとしており、そのような矛盾のことである。その矛盾は、ケース1とケース2を明確に区別しないままに、混乱・混同した形で扱ったことが原因となっている。Bach and Harnishの場合も、Searleと同様に、別の発語内行為に付随して遂行される発語内行為を間接的発語内行為と呼び、その「間接性」を一方の行為の成功が他方の行為の成功に結び付いていることであるとしており⁴¹、間接的言語行為の場合には、二つの行為が遂行されることを前提にしているのであるが、ただ発話される文が慣習的に（勿論、彼らにとっては、標準的に）使用されているケースでは、推論過程が省略される為、一つの行為しか遂行されないと聞き手が理解し、そうでないケースでは、推論過程が必要となり、二つの行為が遂行されるものとして聞き手が理解するのである。

Bach and Harnishの標準化説は、どのようなものであろうか⁴²。発語内の標準化を慣習の問題として捉えることを間違いであるとし、そのような慣習を必要としなくても、「発語内の標準化」は可能であるとしている。標準化とは、ある文がある期間を通して使用され、間接的使用に関する前例が蓄積されていき、あくまでもその蓄積によってその文が標準化され、推論過程の省略を可能にさせることである。従って、“Can you pass the salt?” の場合、その文が依頼として標準化されていれば、推論過程が省略され、その文が依頼として使用されていることが聞き手にはすぐに分かり、その文が依頼として標準化されていなければ、推論過程を通して、依頼であることを聞き手が理解することになる。そして、発語内の標準化の定義を次のように示している。

Illocutionary Standardization (IS) : T is standardly used to F in G if and only if :

- i . It is MB-ed in G that generally when a member of G utters T, his illocutionary intent is to F, and

- ii. Generally when a member of G utters T in a context in which it would violate the CP to utter T with (merely) its literally determined force, his illocutionary intent is to F.

(発語内的標準化：TがGでFとして標準的に使用されると言える為の必要十分条件は：

i. GのメンバーがTを発話する時、一般的に、彼の発語内的意図がFを行なうことであることがGで相互に信じられている、そして

ii. (単に)字義どおりに決定される力を持つものとしてTを発話することが、協調の原則(CP)に違反することになってしまうようなコンテキストで、GのメンバーがTを発話する時、一般的に、彼の発語内的意図はFを行なうことである。)

標準化の定義を慣習の定義と比べてみると、慣習の定義の(ii)が不必要なものとして削除され、その代わりに、標準化の定義の(ii)が加えられ、慣習の定義の(i)は、「いつも必ず」(whenever)から「一般的に」(generally when)に条件が緩やかにされる形で、存続されていることが分かる(つまり、慣習の定義にしても、標準化の定義にしても(i)で示されているように、共に集団における相互信念を基にしており、ただそれが緩和された形で存続される)。「標準化」は、「慣習」よりも緩やかな条件で定義されていると言えよう。というのは、(i)に関しては、「いつも必ず」から「一般的に」へと条件緩和がなされることによって、例えば、“Can you pass the salt?”は、「いつも必ず」の場合には、いつも必ず依頼として使用されることになるが、「一般的に」にすれば、一般的には依頼として使用されるが、単に字義どおりに使用されることもあるという余地を残すことになるからである。そして、(ii)に関しては、“in a context...force”という条件があることによって、もし“Can you pass the salt?”が依頼として標準化されていないならば(または、その発話を依頼とみなすような相互信念がないならば)、「(単に)字義どおりに決定される力を持つものとしてTを発話することが、協調の原則に違反することになってしまうようなコンテキストで」がある為に、字義どおりに使用されるのではなく、従って推論過程を通して依頼として使用されていることを理解することになり(あくまでも、(i)の相互信念によって初めて推論過程の省略が可能となるので)、標準化されていない場合の推論過程を通しての理解が可能であるという余地を残すことになるからである。更に解釈すれば、たとえある集団で標準化されていても((i)の相互信念があるとしても)、ある個人がそれを知らなければ(何らかの理由で、知らないか、それとも疑問に思う場合)、“in a context...force”という条件によって、推論過程を通して依頼として使用されていることを理解することはできることになる。そのように解釈すれば、Bach and Harnishによる標準化の定義は、慣習の定義よりも緩やかであり、そのことによって実際の発話の状況により適するものになっていると言えよう。実際の発話の状況は様々で、“Can you pass the salt?”は、医者が患者に腕の回復状態を知りたくて、字義どおりに使用されることもあれば(その場合は、塩を手渡すこと

ができるかどうかを質問している)、依頼として標準化されており、推論過程を省略してすぐに依頼であると聞き手が理解できることもあれば、依頼として標準化されていないか、それとも標準化はされているが、それを知らない場合には、推論過程を通して依頼として使用されていることを聞き手が理解することもあるからである。つまり、“Can you pass the salt?” = 依頼とするような慣習によっては単純に説明できない現実があることになる。

Morganにしても、Bach and Harnishにしても、間接的言語行為の場合、字義どおりの意味とそれとは別の発語内行為の両存在（または、上記の例で言えば、質問する行為と依頼する行為の二つの発語内行為の遂行）を認める一方で、推論過程を省略して、聞き手が発話を単に第二の発語内行為（依頼する行為）の遂行として聞き、すぐに発話を理解することも現実的にありうるものとして認めるのであり、Searleのように、それらが矛盾する関係にあるのではなく（少なくとも、Searleの発言だけを見る限り、矛盾しているように映る）、「簡略化された含意」(Searleの「慣習」を否定するのではなく、共通知識として捉え直すことによって、「慣習」をより明確にする)と「標準化」(Searleの「慣習」を否定し、それに代わるもの)を導入することで、質的に異なるケースに区別し、そのことで矛盾を取り除こうとしたのである。その意味で、Searleの「慣習」よりは、評価すべき点が多くあると言える。Searle自身、慣習を直観的に捉え、曖昧なままに残していることは事実であり、それをより明確にするか、それとも代替物を示すかのいずれがより妥当であるかは別にして、慣習を共通知識として捉え、それに基づいて推論過程が省略可能な「簡略化された含意」、または上記の定義（特に、(i)の相互信念)に基づいて推論過程が省略可能な「発語内の標準化」によって、ある集団において、共通知識・相互信念があれば、推論過程が省略され、それらを知らない個人にとっては、本来の推論過程が必要になり（上記の解釈が正しければ、同様のことがMorganにも言えよう）、共通知識・相互信念がなければ、本来の推論過程が必要になるということが説明でき、そのような間接的言語行為の様々なケースが区別できるという点で、評価できるものである。しかし、推論過程の省略は、どこまで可能なのであろうか。Searleの “He [hearer] simply hears it [“Can you pass the salt?”] as a request” は、Bach and Harnishが言うように、単純にたった一つの行為（質問する行為ではなく、依頼する行為のみ）しか遂行されないものとして聞き手が理解することを意味するのであれば、“Can you pass the salt?” = 依頼となり、字義どおりの意味（出発点）から推論して依頼（結論）に到達する過程の内、結論を除いて、出発点からの推論過程の全てが省略されることになってしまうが、依頼として発話される場合、字義どおりの意味を持つものとして発話されるとして、字義どおりの意味の存在意義をSearleは強調するのである（Searleの発言には、曖昧で、混乱・混同したところがあるが）。Searleの発言はともかくとして、聞き手にとっては、直接的依頼であれ、間接的依頼であれ、まず最初に発話を聞いて、その字義どおりの意味を理解することから始まる訳で、それまでも省略することはできないであろう。そこで、Clarkの「真

剣に」という概念が重要となろう。つまり、たとえ間接的依頼の場合であっても、その字義どおりの意味を理解することには変わりなく、ただその字義どおりの意味を真剣には受け取らず、あたかも依頼する行為のみが遂行されているかのように理解するのであり、従って出発点と結論の間の推論過程が省略されると考える方が、納得しやすいであろう。もしそうであれば、推論過程の省略可能性の範囲は、字義どおりの意味を理解することと真剣に受け取ることを区別することで、ある程度明らかにされるであろう。

以上のように、Searleによって説明されず、曖昧なままに残された「慣習」(そして、聞き手が発話を聞いて、推論過程を経ずにすぐに理解すること)は、Morganの「共通知識」と「簡略化された含意」、Bach and Harnishの「相互信念」と「標準化」、Clarkの「真剣に」などによってより明確にされることになるであろう。そして、あくまでも言語行為理論の枠内で、Searleの間接的言語行為理論を修正・補強・発展させようと試みる上で、それらの概念が重要になろう。ただし、そのことが彼らの主張の正当性に単純には結び付かないであろうが。

二行為の遂行の可能性

Searleの間接的言語行為理論の基盤となるのは、ある発語内行為(主要で、非字義的)が、別の発語内行為(二次的で、字義的)の遂行を通して、間接的に遂行されるという考え方である。同様の考え方は、Bach and Harnishにも見られる。

We will use the label *indirect illocutionary act* for an illocutionary act that is performed subordinately to another (usually literal) illocutionary act. It is indirect in the sense that its success is tied to the success of the first act. That is, securing uptake requires H to identify the indirect act by way of identifying the first act.⁽⁴⁹⁾

(別の(普通は、字義どおりの)発語内行為に付随して遂行される発語内行為に間接的発語内行為というラベルを使用することにする。それは、その遂行の成功が第一の行為の成功に結び付くという意味で、間接的なのである。すなわち、確実に理解するには、第一の行為の確認を通して間接的行為を確認することが、聞き手にとって必要である。)

Searleにしても、Bach and Harnishにしても、間接的言語行為に関する定義には、必ず二つの発語内行為が関わりを持ち、一方の行為が、あくまでも他方の行為の遂行を通してのみ、遂行されるという関係があり、その意味で、間接的と呼ばれるのである。従って、聞き手にとっても、そのような間接的な過程を通して理解するのである。Bach and Harnishの例を使用すれば、“The door is over there.”(「ドアは、あちらです。」)の場合、「ドアは、あちらです。」と陳述し(陳述する行為の遂行)、そのことによって立ち去るように要請する(要請する行為の遂行)ことになる。

Clarkは、ほとんどの間接的言語行為が二つだけの意味からなる連鎖であるが、より長い連鎖も一般的であるとして、“Haven't you forgotten to clean your room?”（「自分の部屋の掃除を忘れなかったですか。」）を例に挙げている⁴⁴。例えば、話し手は、聞き手が彼の部屋の掃除を忘れたことを主張する（M2, 主張）為に、字義どおりの質問（M1, 質問）を使用することができ、聞き手に彼の部屋の掃除をさせたいという別の主張（M3, 主張）を伝える為に、M2を使用することができ、更に聞き手に彼の部屋の掃除を今すぐにするように要請する（M4, 要請）為に、M3を使用することができるとしている。M1→M2→M3→M4という連鎖とは別の連鎖において、聞き手に彼の部屋の掃除をしなかったことを叱る（M5, 叱責）為に、話し手がM2を使用することもでき、結局一つの連鎖の中で、二つ以上の意味が存在することができ、一つ以上の連鎖が存在することさえできるとしている（M1は、文の字義どおりの意味から直接導き出される意味（または、発語内的力）のことで、M2からM5までは、間接的な意味（または、発語内的力）のことで、M1～M5は、単純に文の意味と同一のものではなく、話し手の意味（文の発話の時、話し手が意味すること）のことである）。Clarkによれば、発話する際、単に二つの発語内行為だけでなく、それ以上の発語内行為（例えば、質問する行為→主張する行為→別の主張する行為→要請する行為（第一の連鎖）、質問する行為→主張する行為→叱責する行為（第二の連鎖））が関わるケースがあることになり、興味深い指摘であると言える。ただ、Searleが同様の解釈をするかどうかは不確かである。むしろ、発話されるコンテキストを考慮に入れることによって、そのコンテキストに応じて、M1とM2～M5のいずれか一つとの組み合わせとして考えるかもしれないであろうし、少なくともそのように解釈することはできるであろう。M1とM2の組み合わせでは、聞き手が部屋の掃除を忘れたことを単に指摘するのが話し手の意図かもしれないし、M3との組み合わせでは、聞き手に部屋の掃除をさせたいという欲求を表わすのが話し手の意図かもしれないし、M4との組み合わせでは、聞き手に部屋の掃除を要請するのが話し手の意図かもしれないし、M5との組み合わせでは、部屋の掃除をしなかったことで聞き手を叱ることが話し手の意図かもしれないのである。ともかく、そのような解釈は別にして、連鎖が複雑になればなるほど、聞き手による話し手の意図の誤解の可能性が大きくなると言える（勿論、あえて曖昧に（複雑に）して、様々な解釈の可能性を聞き手に残すのが話し手の意図であるケースもあろう）。なお、ここでは二つの発語内行為が関わるものとして、話を進めていくことにする。

Searleによる間接的言語行為の定義に関しては、様々な角度からの批判が見られる。基本的には、発話する際に、二つの発語内行為が遂行されるとしていることに対する批判で、いずれの行為に重きを置くかによって、当然批判の仕方は異なってくるが、いずれにせよSearleの間接的言語行為理論の土台そのものを崩す結果につながるものである。

Holdcroftは、Searleの定義を部分的には受け入れながらも、基本的には否定することになる⁴⁵。

例8 : A : Have a gin and tonic?（「ジントニックを一杯どうですか。」）

B: (who is known to be pregnant) I've read the latest report in the *Lancet*.

((妊娠していることが知られている)『ランセット』の最新の報告を読んだの。)

Aの勧めをBが断っているのは、明らかであるとしている。というのは、最新の『ランセット』が胎児に与える飲酒の危険性を公表することを想定すれば、Bがその発話の理由を述べたという事実から断りを推論することができるからである。そのような種類の行為を「根本的な間接的行為」(radically indirect acts)と呼んでいる。そして、根本的な間接的行為の場合、ある行為が別の行為の遂行によって遂行されるというSearleの主張は、多くの研究者によって批判されてきたが、原則的には誤りであるとは思えないとしている(ただし、根本的な間接的行為のようなケースの存在を暗に認めるが、検討はしていないとしてSearleを批判するが)。しかし、それ以外のケースでは、例えば、“I want you to VP.”(「私は、あなたに動詞句するようにさせたい。’)の場合、陳述の為の使用を背負わなければならないものとして、本質的に間接的なものとして、要請の為の使用を見る理由は全くなく、要請を確認する為に、まず最初に陳述を確認する必要は全くなく、その発話が陳述であるという見方に関わり合わずに済ませるのであり(勿論、その発話が陳述でないと言っている訳ではなく、それが陳述であるとか、陳述でなければならないと想定することに全く意味を見い出せないだけである)、従ってSearleの言う直接的行為と間接的行為の間には相違がなく、発話の内容とコンテキストが与えられれば、ごく自然に要請であることが分かるとしている。

Holdcroftの根本的な間接的行為に属すると思われるものは、Searleにも見られ、映画の誘いに対する断りとしての“I have to study for an exam.”がその例である。そして、根本的な間接的行為のようなケースの存在を暗に認めるが、検討はしていないというHoldcroftのSearle批判は、妥当性のあるものと言える。というのは、“I have to study for an exam.”などを典型的な例とするケース(ケース1)と“Can you pass the salt?”などを典型的な例とするケース(ケース2)に関して、本来質的に異なるにもかかわらず、Searleが混乱・混同した形で捉え、ケース2の方を中心にして検討し、ケース1がケース2の中に組み込まれるかのような印象を与え、ケース1自体の検討がなされず、曖昧なままに残されているからである。そこで、ケース1とケース2を区別して考えれば、前者に関しては、二つの行為が関わるとしている点で、Searleの間接的言語行為の定義と対立することはないと言えるが(極めて単純な言い方ではあるが)、問題となるのは、ケース2に関してである。

Searle自身、“Can you pass the salt?”に対して、聞き手がその発話を単に依頼として聞くとしており、発話の内容とコンテキストが与えられれば、“I want you to VP.”がごく自然に要請であることが分かるとしているHoldcroftと類似していると言えるかもしれない。ただ、すでに検討したように、そのSearleの発言には問題があるので、Morganの「簡略化された含意」、Bach and Harnishの「標準化」、Clarkの「真剣に」などの概念を導入することで、Searleの

主張を修正・補強・発展させれば、類似しているかのように見えたものが、実際は大きく食い違うことが分かるであろう。簡単に言えば、Searle（より正確には、Searle的となるが）の場合、ケース1とケース2において、共に二つの行為が関わるのであるが、後者では、基本的に推論過程の省略の可能性が存在することになり（字義どおりの意味、または字義どおりの意味から直接導き出される発語内的力（質問）までも省略が可能という訳ではなく、中間的な推論過程が省略可能という意味で、質問→依頼となるが、もしMorganの「共通知識」、Bach and Harnishの「相互信念」などが存在しないならば、または存在していても、聞き手がそれを知らないか、何らかの疑いを持つならば、推論過程が必要になり、質問→推論過程→依頼となる）、Holdcroftの場合、あくまでもケース1においてのみ、二つの行為が関わるのであって、ケース2では、そうはならないからである（陳述→要請ではなく、要請としてあるだけであるが、その発話が陳述であることを否定している訳ではなく、そのように想定する意味がないとしているので、より正確に言えば、（陳述→）要請となろう）。そして、Holdcroftにとっては、そのことからSearleの言う直接的行為と間接的行為の間には相違がないことになり、結局Searleの言う間接的言語行為の存在（または、彼の理論）の否定につながってしまうからである。しかし、根本的な間接的行為（ケース1）の存在を認めている以上、間接的言語行為の存在を全面的に否定する訳ではなく、主としてケース2を直接の分析対象とするSearleの間接的言語行為理論の批判を、ケース2における間接的言語行為の存在の否定によって行なっているのであろう。ともかく、ケース2に関する解釈が問題となるが、Searleの解釈は別にして、二つの行為の間の、中間的な推論過程の省略可能性による説明には、妥当性がないのであろうか。

Bertoletは、字義どおりの意味に重点を置きながら、間接的言語行為の存在を全面的に否定するのである⁴⁶。Searleによる“Can you reach the salt?”（「あなたは、塩に手が届きますか。」）の説明に関して、その発話が二つの発語内的力を持つとしていること、そして話し手が二つの発語内行為を遂行するとしていることに対して、疑問を投げ掛け、その発話があたかも依頼であるかのように（as if it was a request）扱われるという事実から、質問の他に、その発話が実際に依頼である（it is a request）という結論を推論することを間違いであるとして否定し、同様に“It's cold in here.”（「ここは寒い。」）に関して、執事に発話される時、その発話があたかも命令（窓を閉めるように命令すること）であるかのように扱うことを執事に求められるのであるが、決してその発話が命令そのものである訳ではないとしている。また、“Can you pass the salt?”の発話が依頼して機能すると言っても構わないが、あたかもその発話が依頼であるかのように意図され、扱われることを単に意味するだけで、その発話が実際に依頼であるということではないとか、その発話が依頼という力を持っていると言っても構わないが、その力が発語内的力ではなく、あくまでも実際的な効果として理解される限りでのことであるとか言うのである。結局、間接的言語行為と一般的に呼ばれているものを説明する為に、第二の、間接的な言語行為

とか、第二の、間接的な発語内的力とかの仮説を必要としないし、むしろ避けるべきで、もしあるとすれば、欲求の仮説であって、話し手が塩を欲しがっているという含意だけで十分であり、また推論過程の省略を説明する為に、Bach and Harnishの言う標準化のようなものが必要になるとしても、依頼する為の標準的な方法ではなく、ある特定の欲求を持っていることを示すような標準的な方法のことであるとしている。そして、Bach and Harnishの標準化の定義の一部を次のように変更するのである。

“Can you pass the salt?” (T) is standardly used to indicate a desire to have the salt passed in G if, and only if :

- (i) It is MB-ed in G that generally when a member of G utters T, he desires to have the salt passed to him ; and
- (ii) Generally when a member of G utters T in a context when it would violate the CP to utter T with (merely) its literally determined force, he desires to have the salt passed to him.

(「あなたは、塩を手渡すことができますか。」(T)が、塩を手渡してもらいたいという欲求を示す為に、Gで標準的に使用されると言える為の必要十分条件は：

- (i) GのメンバーがTを発話する時、一般的に、彼が自分のところに塩を手渡してもらうことを強く欲することがGで相互に信じられている、そして
- (ii)(単に)字義どおりに決定される力を持つものとしてTを発話することが、協調の原則に違反することになってしまうようなコンテキストで、GのメンバーがTを発話する時、一般的に、彼は自分のところに塩を手渡してもらうことを強く欲する。)

上記の定義と前掲のBach and Harnishの定義を比べれば、「発語内的力」が「欲求」に変更されていること(上記の下線部が変更部分)が明らかである。

Bertoletによれば、間接的言語行為の存在が不必要な仮説として全面的に否定され、欲求の仮説までで十分である(それを越えて、依頼する行為という間接的言語行為、依頼という発語内的力まで行く必要はない)ということになる。例えば、“Can you pass the salt?”の場合、その字義どおりの意味が「あなたは、塩を手渡すことができますか。」となり、その字義どおりの意味から直接導き出される発語内的力が質問となるが、そこで必要になるのが、話し手が塩を欲しがっているという欲求であり、それを越えて、たとえその発話によって話し手が意図する意味が「塩をとってください。」(依頼)であるとしても、その発話そのものが依頼であるとして、間接的言語行為の存在までを仮定する必要がないことになる。間接的言語行為の存在を否定し、しかも話し手の意図(依頼)を説明する為には、少なくともその発話の実際的な効果として依頼とみなされるようであればならず、そこで話し手が塩を欲しがっているという欲求があることを仮定することによって(もしそうでなければ、患者の腕の回復状態を知りたいだけで医者が言う

場合のように、単に字義どおりに「あなたは、塩を手渡すことができますか。」を意味するにすぎなくなってしまう)、あたかもその発話が依頼であるかのように意図され、扱われるとするしかなないのである。その意味から、字義どおりの意味には余り力点を置かないHoldcroft（陳述であると想定することに意味を見い出せず、そのようなことに関わり合わずに済ますとしているの）とは反対に、字義どおりの意味の方に力点を置くのが Bertolet であると言える。更に、Bertoletは、ケース2だけでなく、ケース1（例えば、“It’s cold in here.”）においても、間接的言語行為の存在を否定しており（Bertoletには、ケース1とケース2の間の明確な区別は存在していない）、その点でも、Holdcroftとは異なることになる。従って、Bertoletによる間接的言語行為の存在の全面的否定となる。

Searle批判（間接的言語行為の存在の否定）の多くは、むしろHoldcroftのように、字義どおりの意味を媒介せずに、従って間接的にではなく、話し手の意味（発話によって話し手が意図する意味）がごく自然にすぐに分かる（発話を聞くとすぐに、陳述、質問などの確認を媒介せずに、要請、依頼などとして理解できる）として、間接的言語行為の存在を否定する傾向があるように思われる。それとは逆の方向から間接的言語行為の存在を否定するBertoletの主張には、興味深い点がある（必ずしも正当性があるという訳ではないが）。まず第一に、“Can you pass the salt?”, “I want you to pass me the salt.”, そして“Pass me the salt.”は、それらの字義どおりの意味は異なるが（「あなたは、塩を手渡すことができますか。」という質問, 「私は、あなたに塩を手渡してほしいのです。」という陳述, 「塩をとってください。」という依頼）、全て依頼として使用することができるのであり、もし字義どおりの意味を全く媒介せずに、依頼であると理解できるとしてしまえば、発話される文の相違が消えてしまい、依頼する為に、何故異なる文を発話するかが明らかにされないまま残されてしまうことになる。従って、限りなく多くある（Levinson⁶⁷⁾、異なる文の発話によって依頼することの意味を明確にする上で、どうしても字義どおりの意味の介入を無視することは簡単にはできないことになろう。その意味で、Bertoletの主張には、理解できる点があると言えよう。しかし、字義どおりの意味の存在意義を認めることが、上記の発話（特に、前者二つの発話）が依頼であるとするのではなく、あたかも依頼であるかのように扱われるべきであるとするにすぐ結び付くとは必ずしも言えず、Searle的解釈（Searle自身の主張ではなく、彼の曖昧な点をMorgan, Bach and Harnish, Clarkなどの導入した概念によって取り除き、修正・補強・発展させたもの）でも、あくまでも可能性として、構わないであろうし、少なくともSearle的解釈の否定には直接的に結び付くものではないであろう。また、「字義どおりの意味を媒介せずに」という表現自体に曖昧な点があり、それをClarkの「真剣に」という概念で（少なくとも、ある程度は）取り除くことはできるであろう。もしその表現の意味が、字義どおりの意味の存在意義を全く否定することであれば、慣用句と同等のものになってしまうであろう（Sadockの理論に戻ることにしてしまう）。そこで、あくまでも字

義どおりの意味の存在意義を認めながら、上記の前者二つの発話では、聞き手がまず字義どおりの意味を理解し、それを真剣には受け取らず、あたかも字義どおりの意味を媒介しないかのように扱うとすることは可能であろう。

第二は、「字義どおりの意味を媒介せずに」の意味を、字義どおりの意味の存在意義を全く否定することとして捉えると、慣用句と同等のものになってしまうという点に関してである。慣用句は、新たな、別の字義どおりの意味を持つことになるが、上記の前者二つの発話が、字義どおりの意味を全く媒介せずに、単に依頼としてのみ受け取られるとするならば、慣用句と同等のものになってしまうであろう。つまり、“Can you pass the salt?”と“I want you to pass me the salt.”は、本来の字義どおりの意味ではなく、「塩をとってください。」を字義どおりの意味として持つことになってしまう。もし字義どおりの意味を「塩をとってください。」とするならば、勿論それらの発話が依頼であると受け取るのは簡単であろう。しかし、そのように解釈することはできない。従って、字義どおりの意味に力点を置くBertoletの姿勢（それによって導き出される結論に賛同するとは必ずしも言えないが）には、慣用句と区別する上でも、理解できる点がある。ただし、字義どおりの意味に力点を置くということは、決して中心に位置することを意味する訳ではなく、出発点としての重要性を意味するものとして捉える必要があるであろう。つまり、それら二つの発話を聞き手が理解する場合、まず最初に字義どおりの意味から出発し、コンテキストに基づく推論過程を経て、依頼として使用されていることを理解するという結論に至までの過程で、中間に位置する推論過程が省略されることによって、簡単に依頼として理解されるのであって、出発点である字義どおりの意味と推論過程が全て省略されることによってではないであろう。もしそれでも字義どおりの意味の存在意義が強く前面に出すぎていると感じるのであれば、Clarkの「真剣に」という概念を使用して、たとえ実際の出発点であるとしても、字義どおりの意味を真剣には受け取らないことになるので、あたかも字義どおりの意味を出発点ではないかのように扱うとすることは可能であろう。

しかし、字義どおりの意味に余りにも力点を置きすぎた結果、Bertoletがケース1とケース2を明確に区別できないままに残しているのは、Searleと同様、問題である。本来質的に異なるものを区別しないままに処理してしまうことは危険だからである。例えば、Searleの直接的行為と間接的行為の区別を否定するGeisにしても、直接的伝達と間接的伝達という形ではあるが、区別しているのである⁴⁸。

例9：

- (1) a. I need a ride home. (「家まで車に乗せてもらう必要があります。」)
- b. Can you give me a ride home? (「家まで車に乗せてくれますか。」)
- c. Give me a ride home. (「家まで車に乗せてください。」)
- (2) a. My car is stalled. (「私の車は、動かないのです。」)

b. Do you have a car? (「車を持っていますか。」)

c. Do you live near Henderson and High?

(「ヘンダーソン・アンド・ハイの近くに、お住まいですか。」)

Searleが(1c)のみを直接的言語行為とし、残り全てを間接的言語行為であるとしていることをGeisは批判し、(1)を直接的伝達とし、(2)を間接的伝達としている。直観的には、そのような区別の仕方になるであろうが(Searleとは異なる視点から見れば、そうなるであろう)、ここではGeisの主張には立ち入らないことにする。ともかく、(1c)の除けば、(1)(ケース2)と(2)(ケース1)は、直接的であるか、間接的であるかは別にして、少なくとも質的に異なるものとして区別される必要があることが分かるであろう。その区別の仕方としては、例えば、慣習的に使用されている文(Searle, Morganなど)または標準的に使用されている文(Bach and Harnishなど)が発話されているかどうかによるものがある。慣習的・標準的に使用されている文を発話するかどうかは、話し手側にしても、そして聞き手側にしても、重要な相違があるのであって、推論過程の省略可能性(または、丁寧さ)に関わる問題である。そして、別の区別の仕方当然可能であるが、どのような方法で区別するかは別にして、ケース1とケース2の相違は明らかである。その意味で、(1c)以外を全て間接的であるとしても、(1)と(2)では、その間接性が異なるのである。

以上のように、二つの行為の遂行の可能性に関して、様々な捉え方がある。一つの行為(二つの行為の内、いずれであるかは別にして)しか遂行されないとする捉え方の場合も、もし二つの行為が遂行されるとする捉え方を保持するのであれば、たとえ実際には二つの行為が遂行されるとしても、ただ真剣に受け取られないということで、あたかも一つの行為しか遂行されていないかのように扱われると解釈することも可能であろう。しかし、Searleの(または、Searle的な)言語行為理論そのものを否定するのであれば、その捉え方そのものを変更する必要性が生じてくるが。

間接的言語行為における文の形態と発語内的力の関係

間接的言語行為の場合、Searleにしても、Morganにしても、Bach and Harnishにしても、それぞれの捉え方は異なるが、ある特定の文の形態がある特定の発語内的力を持つものとして慣習的または標準的に使用されているとする点で、共通している。例えば、“Can you pass the salt?”は、慣習的または標準的に依頼として使用され、そこにCan you ...?という文の形態と依頼の結び付きが存在することになるとしている。その結び付きの強さ(そして、結び付き方)は、それぞれ異なる。Searleの場合、“Can you pass the salt?”が慣習的に依頼として使用されるとするが、Can you ...?=依頼という具合に、Can you ...?がいつも必ず依頼として使

用されるという極めて強い結び付きが見られる (Searle自身の主張には曖昧な点が多くあり、そこに彼の真意があるかどうか断定しにくい、一般的にはそのように解釈されている)。しかし、Morganの場合、“Can you pass the salt?” は、慣習的に依頼として使用され(「慣習」とは、依頼として使用されるということが社会で共通知識になっていることである)、そこでは推論過程が省略され、すぐに依頼であると理解されるのであり、Can you ...?=依頼が可能となるが、慣習的に使用されていないのであれば(共通知識の非存在)、あくまでも推論過程を通して依頼であると理解されることになるのである。更に、Bach and Harnishの場合、“Can you pass the salt?” は、もし前述した発語内の標準化の定義に関する解釈が正しければ、標準的には(一般的には)依頼として使用され(その定義の二条件を満たせば)、そこでは推論過程が省略され、すぐに依頼であると理解され、Can you ...?=依頼が可能となるが、字義どおりの使用、そして推論過程を通しての理解を必要とするような使用(なお、標準的に使用されていない場合と、標準的に使用されていても、聞き手がそのことを知らない場合を含むものとする)も可能であり、その余地を残していると言える。(なお、Can you ...?=依頼は、推論過程が省略され、すぐに理解されることを意味するものとし、字義どおりの意味が保持されるものとする。その意味で言えば、Can you ...?=質問→依頼となろうが、Can you ...?=依頼としておく。)以上のように、文の形態と発語内の力の関係は、強い結び付きの存在を認める点では変わらないが、Searle→Morgan→Bach and Harnishへと進むにつれて、緩やかなものになっていく。

しかし、その強い結び付きそのものを否定する主張もある。第一は、文の形態と命題内容の関係である。

例10:⁴⁹

- a. Can you reach that book? [Request]
(「あの本を取ってください。」「依頼」)
- b. Can you eat more cake? [Offer]
(「ケーキをもう少しどうぞ。」「勧め」)
- c. Can you come over tonight? [Invitation]
(「今夜いらしてください。」「招待」)
- d. Can you get off my fucking foot? [Menacing Request Threat]
(「いい加減に、足をどけてくれないか。」「威嚇的依頼脅し」)
- e. Can you clean and jerk as much as Sandy? [Question]
(「サンディーのように、きれいにして、さっさと動けますか。」「質問」)

Geisの例10によれば、Can you ...?という文の形態は、依頼とのみ結び付く訳ではなく、その他の、様々な言語行為の遂行の為にも使用されることになる。Geisの目的は、SearleとMorganの主張を批判することであり、特定の文の形態と特定の言語行為の慣習的結び付きを批

判することにあるが、伝達全体から見た場合の文の形態の慣習化を否定することでないのである。それはともかくとして、文の形態と命題内容を区別して考えれば、純粹にCan you ...?という文の形態そのものは、依頼とのみ結び付く訳ではなく、様々な発語内的力を持つものとして使用されるのである。その文の形態に具体的な内容を入れて、“Can you pass the salt?”になれば、それが慣習的または標準的に依頼として使用されていることを全面的に（上記の幅までを）否定することはできないであろう。今まで、その区別を必ずしも明確に示さずに話を進めてきたが、Can you ...?という文の形態を純粹にその形態そのものとして捉えるのか（...の部分にどのような具体的内容も挿入可能とするのか）、それとも“Can you pass the salt?”の省略形として捉えるのか（...の部分がpass the saltを示すものとするのか）、いずれにするかによって、異なる結論を導き出すことになろう。Searle, Morgan, Bach and Harnishなどの主張を見ると、それらの相違を必ずしもはっきりと示しているとは言いがたく、Geisなどの批判から明らかかなように、純粹に文の形態そのものとして捉えている（だからこそ、Can you ...?という文の形態が、様々な言語行為の遂行の為に使用されるという言い方が可能となる）一方で、BertoletがBach and Harnishの発語内的標準化の定義の一部を変更する時、T（Bach and Harnishは、TをCan you...?などの文の形態を表わすとしている）を“Can you pass the salt?”（T）に置き換えていることから明らかかなように、“Can you pass the salt?”の省略形として捉えているという具合に、二通りの解釈が存在するのである。そして、Can you ...?という文の形態を、純粹に文の形態そのものとして捉えるならば、Geisの批判には（少なくとも、ある程度は）妥当性があり、“Can you pass the salt?”の省略形として捉えるならば、Searle, Morgan, Bach and Harnishなどの主張（上記のこと）にある程度の（全面的とは言えないが）妥当性があると言えるかもしれない。なお、Geisの批判に対しては、純粹に文の形態そのものとして捉えるとすると、Bach and Harnishの発語内的標準化の定義に限定して言えば、TをCan you ...?という文の形態とし、Fを質問以外の発語内的力とすることで、例10 a～dがその定義で説明でき、処理できることになると言うことはできよう（例10 a～dのそれぞれに対して、Tに入れるCan you ...?は一定にして、Fに入れる発語内的力をそれぞれ異なるものにすれば、一応は説明できるであろう）。

文の形態に関して、上記の二通りの解釈しかできないのであろうか。というのは、省略形としてよりは、むしろ純粹な文の形態そのものとして捉える方が自然であろうし、もしそのように捉えるとしても、Geisの批判のように、Searleなどの主張を全く根拠のないものとして簡単に片付けることができるのであろうかという問題があるからである。そこで、Searleを例として⁶⁰、別の解釈を考えてみることにする。Searleは、間接的依頼（命令なども含むものとしている）の為に使用される文の簡単な一覧表を挙げ、その中で一般的に使用される文の形態として、例えば、Can you ...?, Are you able ...?, I want you ..., Will you ...?, Do you want ...?,

You ought ..., You should...などを挙げている。そのような手順を考慮すれば、あくまでも間接的依頼という枠内での（制限の下での）文の形態を対象にしており、その枠外のことはとりあえず問題にしていけないと言うこともできよう（ただし、その文の形態の例の中には、その枠に関係なく、明らかに依頼として使用されるものも含まれており、間接的依頼という枠内に限定しているのか、その枠外にも適用できるとするのか、Searleの真意がどこにあるのか断定しにくい）。もしそうであれば、Can you ...?, Will you ...?などの文の形態は、いかなる状況でも、いつも必ず依頼としてのみ使用されると捉えるべきではなく、あくまでも間接的依頼という枠内では、依頼として使用されると捉えるべきであろう。従って、Can you ...?は、その枠外では、様々な発語内的力を持つものとして使用されることができるのであり、Will you...?も同様である。重要なことは、間接的依頼という枠によって制限されている以上、文の形態とそこに具体的に入れる命題内容が合わさって、間接的依頼となるようにしなければならず、命題内容自体が制限されなければならないということである。命題内容の制限を無視して、間接的依頼という枠外に出してしまうのであれば、依頼以外の発語内的力を持つものとして使用されることになるのである。その意味から言えば、Geisの批判は、必ずしも的を得ているとは言えなくなるであろう。ともかく、第三の解釈として考えられるものは、文の形態を純粹に文の形態そのものとして捉える一方で、そこにに入れるべき命題内容が制限されるということである。そして、“Can you pass the salt?” または類似のもの（文の形態+命題内容=文が間接的依頼として使用される）を問題にし、Can you ...?という文の形態について論じる場合は、第三の解釈が可能となる。そのことによって、第二の解釈（省略形）を受け入れなくても、Searle, Morgan, Bach and Harnishなどの主張を修正した形で維持することは可能であろう。ただ、Bach and Harnishの発語内的標準化の定義に関しては、第一の解釈（純粹に文の形態そのもの）であっても、TとFに入れる文の形態と発語内的力を操作することである程度は説明できるであろうし、その意味で、SearleとMorganよりは改善されたものと言える。

第二は、文の形態とコンテキストの関係である。Holdcroft, Geisなどは、コンテキストの重要性を強調し⁶⁾、Searleがそのことを無視（または、軽視）しているとして批判する。例えば、“Can you reach the salt?” は、発話されるコンテキストによって、三つの解釈が可能であるとGeisは言う。

- 1 : 車椅子を使用している人の為に作った台所の配置が適切かどうかを話し手が判定しようとするコンテキストで、話し手が塩を必要としていないことが明かな場合である。
- 2 : 話し手が食事をしており、従って塩を多分必要としているコンテキストで、塩がテーブルのうしろの棚の上であり、聞き手が手を伸ばせばその塩に容易に届くかどうかを知っているとは考えられない場合である。
- 3 : 話し手が食事をしており、従って塩を多分必要としているコンテキストで、聞き手が手を伸

ばせばその塩に届き、話し手に手渡すことができることが明かな場合である。

Geisの分類に従えば、コンテキスト1では、字義どおりの意味で、純粋な質問として発話され、コンテキスト2では、純粋な質問ではないが、聞き手が塩に手が届き、手渡すことができるかどうかを知りたいと同時に、話し手が塩を求めているという欲求を表わし、コンテキスト3では、聞き手が塩に手が届き、手渡すことができるかどうかの情報は一切必要なく、ただ話し手が塩を求めているという欲求を伝達することになる。

Geisの分類自体には問題はなく、同一文であっても、発話されるコンテキストは様々で、それらを視野に入れて考えることは重要である。事実、Searleが“Can you pass the salt?”を説明する時⁶²、「夕食の席上で」としか触れておらず（それはコンテキスト3に相当するものであるが）、それ以上の言及はないのである。しかし、上記のように、間接的依頼という枠内のみを問題にし、純粋に間接的依頼と言えるコンテキスト3のみを対象にしており、それ以外は対象外であると言えなくはないが。勿論、これで済ますことはできない。Morganにしても、Bach and Harnishにしても、同一文が推論過程を経て依頼として理解される場合と、推論過程が省略されて、すぐに依頼として理解される場合が区別されており、そこには異なるコンテキストが考慮されているのである（コンテキストの具体的内容には触れられていないが）。更に、後者では、前述した発語内の標準化の定義の解釈が正しいとするならば、四つの、異なるコンテキストが考慮されていると言えよう（その定義に従えば、そのような可能性がある」と解釈でき、標準化されている場合の推論過程の省略に基づく依頼としての理解、標準化されていない場合の推論過程を通しての依頼としての理解の他に、字義どおりの理解、ある集団で標準化されていても、ある個人がそれを知らない場合の推論過程を通しての依頼としての理解がある）。Clarkも⁶³、AがBに間接的依頼として“Can you tell me the square root of ten?”（「10の平方根を教えてくださいませんか。」）を発話する状況を二つに分けているのである。状況1は、BがAの為に計算表で平方根を調べており、そこでAが聞く場合で、単に依頼を伝える為に、質問をしているにすぎず、質問として真剣に受け取られることを意図している訳ではなく、Aが質問する形式を取るのには、単に丁寧さによるものであり、状況2は、Bが新聞を読みながら、安楽椅子に座っている時、数学の問題を解いているAが聞く場合で、10の平方根を教えることができるかどうかの質問を真剣にしているものであり、もしBが答えることができるのなら、教えてほしいと頼んでいるので、Aの依頼は、条件付きの依頼ということになるとしている。

Searleが単一のコンテキストしか考慮に入れておらず、コンテキストの無視または軽視と批判されても、止むを得ないところがある。それに対して、上記の他の研究者は、それぞれが異なる視点から区別しており、分類の仕方が一致する訳ではないが、単なる質問と依頼を区別し、依頼を更に区別しており、それぞれの区別を可能にさせるコンテキストの存在意義を認めているのである（なお、Morganが具体的に検討した例は、間接的依頼ではなく、間接的断りであるが）。

では、コンテキストの存在意義を認めた上で、文の形態と発語内的力の結び付きそのものを否定しなければならないのであろうか。コンテキストの存在意義を認めることが、必然的にその結び付きの否定に直接つながるとは言えないであろう。もし文の形態の第一の解釈に基づいて考えるとすると（純粹に文の形態そのものだけを問題にすることによって、それが使用されるコンテキストを無視することになるとするか、それとも特定のコンテキストではなく、全てのコンテキストに当てはまるとするか）、Can you ... ? = 依頼であると主張することは、Geisの批判のように、例10（特に、例10b～d）が説明できなくなる為、無理であると言える。しかし、たとえ第一の解釈に基づいて考えるとしても、Bach and Harnishの発語内的標準化の定義におけるTとFの関係のように、文の形態と発語内的力が強く結び付いているとすることは可能である。ただし、あくまでも抽象的な段階での文の形態と発語内的力の結び付きが説明されるにすぎず、限界がある。その定義に基づいて、具体的にTにはCan you ... ?, Will you ... ?, その他の文の形態を入れ、Fには依頼、その他の発語内的力を入れていけば、ある特定の文の形態とある特定の発語内的力の結び付きが説明できるであろう。ただ、第一の解釈に基づく限り、具体的な段階でのその結び付きの説明は無理であり、その説明の為には、命題内容、コンテキストなどを具体的に考慮に入れなければならない。そのことは、第三の解釈が必要であることを意味する。

次に、文の形態の第三の解釈に基づいて考えると（コンテキストの存在意義が強調される）、どうであろうか。第三の解釈を二つの要素に分けて、考えることにする。第一の要素は、純粹に文の形態そのもの+そこに入れるべき命題内容の制限であり、従って文の形態と言っても、單純に文の形態そのものを意味するのではなく、文の形態（+命題内容）となる。文の形態（+命題内容）とすることによって、Can you ... ? がいつも必ず依頼としてのみ使用されるとする必要はなくなり、同一のCan you ... ? であっても、そこに入れるべき命題内容が異なれば、依頼以外のものとしても使用されることになる。そのことで、Geisの例10は、説明できることになる。しかし、それだけではGeisのコンテキスト1～3を説明することはできない。というのは、Can you ... ? に具体的に命題内容を入れて“Can you reach the salt?” となっても、異なる発語内的力を持つものとして使用されるからである。第二の要素は、特定の枠内という制限のことであり、その特定の枠の設定には、発話が行なわれるコンテキストが具体的に特定化されている必要があり、従って特定のコンテキストのことである。そのことでGeisのコンテキスト1～3は説明できる。話し手の発話を聞く人は、実際に発話が行なわれるコンテキストを知っており、そのことによって特定の枠内という制限も知ることであり（そうでなければ、聞き手が発話を解釈することができないか、幾つもの解釈が可能になってしまう）、その発話が単なる質問なのか、それとも依頼なのかを理解することになる。そして、コンテキスト2も、発話されるコンテキストが分かれば、条件付きの依頼であると理解できることになる（Clarkの状況2と同様に、もしできるのであれば、してほしいと頼むのであって、質問+依頼とするよりは、条件付きの依頼と

する方がいいであろう)。結局、命題内容の制限とコンテキストの特定化に基づいて、簡単に言えば、特定の枠内という制限の下で、ある特定の文の形態とある特定の発語内的力の強い結び付きを明らかにすることはできるであろう。

文の形態の解釈の仕方を中心に検討し、それとの発語内的力の関係を見てきた。三つの解釈の内、第一の解釈に関しては、Bach and Harnishの発語内的標準化の定義が最も可能性があるが、限界もあるのであって、抽象的な段階での文の形態と発語内的力の結び付きの説明で済むのであれば、それでも構わないであろうが、もし具体的な段階でのある特定の文の形態とある特定の発語内的力の結び付きを説明する必要があるのであれば、命題内容の制限、コンテキストの特定化などを考慮に入れなければならなくなり、従って第三の解釈が最も可能性のあるものとなるであろう。そして、第三の解釈に基づいて修正・変更することで、Searle, Morgan, Bach and Harnishなどの主張を維持していくことは可能となろう。しかし、どこまで可能であるかは、それほど単純には言えないであろう。というのは、特にコンテキストに力点を置けば置く程、伝達全体または会話全体から見直す必要性が大きくなるからであり、そのことによって言語行為理論という枠を超えていく可能性が出てくるからである。

最後に

間接的言語行為に関わる問題に関して、あくまでも言語行為理論の枠内で、どこまで説明できるのか、どこまで処理できるのかを検討してきた。どのような呼び方をするかは別にして、間接的言語行為と呼ばれるような発話が存在することは事実であり、そのような発話を十分納得いく形で解釈し、説明する必要がある。その為の一つの方法として、Searleの間接的言語行為理論を検討してきた。そして、その理論が抱える問題を解決する為に、Morgan, Clark, Bach and Harnishなどの主張を分析することで、言語行為理論の枠内での修正・補強・発展という方向で話しを進めてきた。単純な言い方をすれば、基本的にはSearle→Morgan→Bach and Harnish (+Clark) という方向で、修正・補強・発展が進められた。勿論、これで終わる訳ではなく、言語行為理論の枠外での方向で検討する必要があるが、その点に関しては、本稿では扱わなかった。ただ、どちらに向かうにしても、間接的言語行為と呼ばれるような発話を一様に扱うことはできず、質的相違を見出すことによって明確に区別することが重要である。質的相違をどのように捉えるかによって、区別の仕方は当然異なってくるのであるが、例えば、申し出の断りとして発話する “I have to study for an exam.” と依頼として発話する “Can you pass the salt?” の間には、質的相違が見られるのである。そのような質的に異なる、様々な発話を全体的な視点から捉えていくことは、理論化する上で、必要不可欠であると言える。少なくともSearleの場合、そのような全体的な視点が十分あったとは言えず、そのことが多くの批判を受

ける原因となったとも言えよう。

注

- (1)J.L.Austinは、“performative”をperformative sentence(遂行文)またはperformative utterance(遂行的発話)の短縮した形として使用している。従って、“performative”の訳語としては、遂行文でも、遂行的発話でも可能であるが、しばしば見られる両者の間の混乱を避ける上で、その他の理由で、両者は明確に区別されるべきものである。しかし、本稿では、あえて両者の区別は問題にせずに、「遂行文」という訳語を一応使用する。
- (2)David Gordon and George Lakoff, “Conversational Postulates”(1971) in Peter Cole and Jerry L.Morgan (eds.) *Syntax and Semantics Volume 3 Speech Acts*, (New York:Academic Press, 1975).
- (3)Jerrold M.Sadock, *Toward A Linguistic Theory of Speech Acts*, (New York:Academic Press, 1974) .
- (4)John R.Searle, “Indirect Speech Acts” in *Syntax and Semantics Volume 3 Speech Acts* (1975).
- (5)Jerry L.Morgan, “Two Types of Convention in Indirect Speech Acts” in Peter Cole(ed.) *Syntax and Semantics Volume 9 Pragmatics*, (New York : Academic Press, 1978) .
- (6)Kent Bach and Robert M.Harnish, *Linguistic Communication and Speech Acts*, (Cambridge, Massachusetts:MIT Press, 1979), 第9章.
- (7)Stephen C.Levinson, *Pragmatics*, (Cambridge:Cambridge University Press, 1983), 第5章5, 6, 7節.
- (8)Herbert H.Clark, “Responding to Indirect Speech Acts”(1979) in Steven Davis(ed.) *Pragmatics*, (Oxford : Oxford University Press, 1991).
- (9)Rod Bertolet, “Are There Indirect Speech Acts?” in Savas L.Tsohatzidis (ed.) *Foundations of Speech Act Theory*, (London : Routledge, 1994).
- (10)David Holdcroft, “Indirect Speech Acts and Propositional Content” in *Foundations of Speech Act Theory* (1994).
- (11)Michael L.Geis, *Speech Acts and Conversational Interaction*, (Cambridge : Cambridge University Press, 1995).
- (12)Michael L.Geis, *Speech Acts and Conversational Interaction*, p .125.
- (13)Stephen C.Levinson, *Pragmatics*, pp.263–264.
- (14)Stephen C.Levinson, *Pragmatics*, p.275 . 訳は、安井稔・奥田夏子訳『英語語用論』(研究社出版, 1990, 346頁)を使用.

- (15) Stephen C. Levinson, *Pragmatics*, pp.264–265. 訳は、『英語語用論』(332頁)を使用。
- (16) Michael L. Geis, *Speech Acts and Conversational Interaction*, p.225.
- (17) Michael L. Geis, *Speech Acts and Conversational Interaction*, p.122, p.132, p.225.
- (18) John R. Searle, “Indirect Speech Acts”, 1:p.59, 2:p.60, 3:p.61, p.62, 4:p.70, 5:p.71.
- (19) John R. Searle, “Indirect Speech Acts”, pp.69–70.
- (20) John R. Searle, “Indirect Speech Acts”, p.64.
- (21) John R. Searle, “Indirect Speech Acts”, pp.62–63, pp.73–74.
- (22) John R. Searle, “Indirect Speech Acts”, pp.64–67, pp.71–72.
- (23) John R. Searle, *Speech Acts*, (Cambridge : Cambridge University Press, 1969), 第3章.
- (24) John R. Searle, “Indirect Speech Acts”, pp.73–74.
- (25) John R. Searle, “Indirect Speech Acts”, p.68.
- (26) John R. Searle, “Indirect Speech Acts”, pp.75–76.
- (27) John R. Searle, “Indirect Speech Acts”, pp.68–69, pp.76–77.
- (28) Kent Bach and Robert M. Harnish, *Linguistic Communication and Speech Acts*, pp.192–193.
- (29) John R. Searle, “Indirect Speech Acts”, p.68.
- (30) John R. Searle, “Indirect Speech Acts”, p.68, p.67, p.73, p.70.
- (31) Jerry L. Morgan, “Two Types of Convention in Indirect Speech Acts”, p.263.
- (32) Kent Bach and Robert M. Harnish, *Linguistic Communication and Speech Acts*, p.174.
- (33) Stephen C. Levinson, *Pragmatics*, p.268.
- (34) John R. Searle, “Indirect Speech Acts”, p.73.
- (35) Jerry L. Morgan, “Two Types of Convention in Indirect Speech Acts”, pp.274–275 .
- (36) Herbert H. Clark, “Responding to Indirect Speech Acts”, p.210, p.213, p.215, pp.225–226.
- (37) Jerry L. Morgan, “Two Types of Convention in Indirect Speech Acts”, pp.274–275.
- (38) Kent Bach and Robert M. Harnish, *Linguistic Communication and Speech Acts*, 第9章.
- (39) Kent Bach and Robert M. Harnish, *Linguistic Communication and Speech Acts*, pp.189–190.
- (40) Kent Bach and Robert M. Harnish, *Linguistic Communication and Speech Acts*, pp.190–191.
- (41) Kent Bach and Robert M. Harnish, *Linguistic Communication and Speech Acts*, p.70
- (42) Kent Bach and Robert M. Harnish, *Linguistic Communication and Speech Acts*, pp.192–195.
- (43) Kent Bach and Robert M. Harnish, *Linguistic Communication and Speech Acts*, p.70
- (44) Herbert H. Clark, “Responding to Indirect Speech Acts”, pp.200–201.
- (45) David Holdcroft, “Indirect Speech Acts and Propositional Content”, pp.358–359, p.361, p.363.
- (46) Rod Bertolet, “Are There Indirect Speech Acts?”, pp.336–337, pp.339–340, pp.341–342, pp.346–347.

- 47) Stephen C. Levinson, *Pragmatics*, pp.264–265.
- 48) Michael L. Geis, *Speech Acts and Conversational Interaction*, p.225, p.132.
- 49) Michael L. Geis, *Speech Acts and Conversational Interaction*, pp.139–140.
- 50) John R. Searle, “Indirect Speech Acts”, pp.64–67.
- 51) David Holdcroft, “Indirect Speech Acts and Propositional Content”, pp.361–363.
Michael L. Geis, *Speech Acts and Conversational Interaction*, pp.134–136.
- 52) John R. Searle, “Indirect Speech Acts”, p.73.
- 53) Herbert H. Clark, “Responding to Indirect Speech Acts”, pp.204–205.